

(案)

藤枝市下水道事業経営戦略

令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)



藤枝市
Fujieda City

令和3年(2021年)3月策定
令和7年(2025年)3月改定
藤枝市環境水道部下水道課



J R 藤枝駅前に設置されたデザインマンホール「わがまち藤枝」

目 次

第1章 経営戦略の改定にあたって

1-1	経営戦略の目的	1
1-2	経営戦略の位置付け	2
1-3	計画期間	2
1-4	下水道事業の役割	3
1-5	下水道事業の種類	3

第2章 本市の現況

2-1	本市の現況	4
2-2	汚水処理別割合	4
2-3	下水道普及率の推移	5
2-4	公共下水道事業計画	6
2-5	使用料	7
2-6	執行体制	7
2-7	下水道法事業認可の経緯	9
2-8	農業集落排水事業	11

第3章 経営分析

3-1	下水道事業全体の経営分析	13
3-2	経営比較分析表を活用した現状分析	14
	(1) 公共下水道事業	16
	(2) 特定環境保全公共下水道事業	19
	(3) 農業集落排水事業	22
3-3	将来の事業環境	25
	(1) 行政区域内人口の予測	25
	(2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測	26
	(3) 有収水量の予測	28
	(4) 使用料収入の見通し	29
	(5) 施設・管渠の見通し	30
	(6) 組織の見通し	30

第4章 経営の基本方針と取組

4-1	基本理念の体系	31
4-2	施策の体系	32
	基本目標Ⅰ 健全で持続可能な経営	33
	基本目標Ⅱ 安定なサービスの提供	34
	基本目標Ⅲ 災害に強い強靱な下水道システムの構築	35

第5章 投資財政計画の策定にあたって	
5-1 投資・財政計画	36
(1) 投資計画	36
(2) 財政計画	36
5-2 企業債	37
5-3 一般会計繰入金	38
5-4 使用料収入	40
第6章 効率化・経営健全化の取組	
6-1 民間活用の状況	42
6-2 資産活用の状況	43
(1) 消化ガス売却事業	43
(2) 浄化センター屋根貸し事業	44
(3) ディスポーザ設置補助事業	44
6-3 広域化・共同化の実施状況	44
第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	
7-1 経営戦略の進捗管理	45
7-2 経営戦略の見直し	46
巻末資料	47



第1章 経営戦略の改定にあたって

1-1 経営戦略の目的

藤枝市の公共下水道事業は、公衆衛生の向上、環境の改善、公共用水域における水質保全を目的に、昭和40年からコミュニティプラントによる下水道処理を開始し、昭和49年に策定した下水道計画により、昭和51年に事業に着手して以降、順次整備を進めてきました。

公共下水道は地方財政法上の公営企業とされており、本市においては効率的な事業運営を実施するため令和2年4月から地方公営企業法の適用を受け経理を企業会計方式で行い、公営企業として運営を行っています。

本市の公共下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、年々厳しさを増すことが予想されます。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から公営企業の経営戦略の策定に取り組むことが求められ、令和2年度に「藤枝市下水道事業経営戦略」を策定しました。また、この経営戦略については質を向上させるための取り組みとして、人口減少や物価上昇等を反映した経営戦略の見直しを令和7（2025）年度までに実施することが要請されています。

今回、経営環境の変化に対応するとともに徹底した効率化・経営の健全化に取り組み、今後も市民に安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために経営戦略の改定を行うものです。

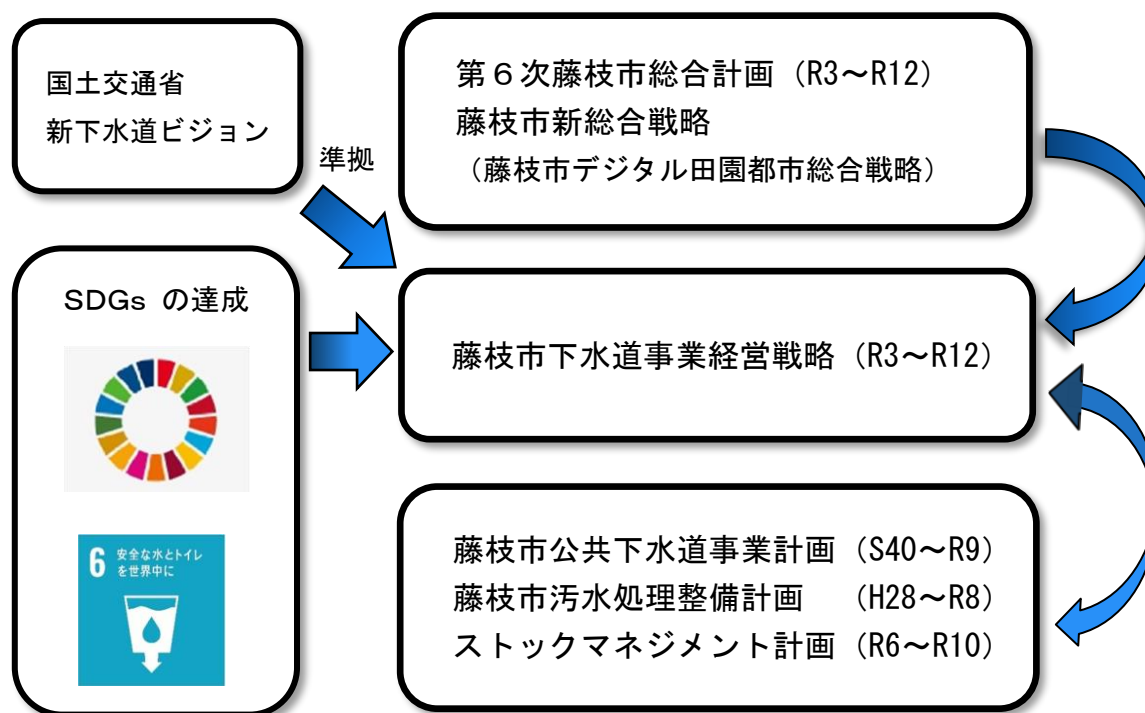


1-2 経営戦略の位置付け

本経営戦略は、次の図のとおり、国土交通省の「新下水道ビジョン（平成 26 年 7 月）」の理念や方向性を踏まえ、本市全体の行政運営の方向性を確保していく「第 6 次総合計画」をはじめ本市の関連計画との整合を図りながら、藤枝市污水处理整備計画（アクションプラン：H28）とも連携した内容としています。

さらに、今後、事業を持続的に運営していくためには、2015 年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択された SDGs（Sustainable Development Goals）の視点から取り組んでいくことが必要となります。これらの目標のうちの 1 つとして「安全な水とトイレを世界中に」普及し、維持管理することが示されており、本市においても、この視点から社会、環境、経済のバランスを踏まえ推進していくことが重要となります。

また、本計画は総務省の「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月）」の通知に基づいて改定しています。



1-3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とし、令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間について見直しを行います。

1-4 下水道事業の役割

下水道は、汚水処理による生活環境の改善や、公共用水域の水質保全など多面的な機能を有しており、下水道法第 1 条に定められている都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与する市民生活には欠かすことのできない都市基盤です。

下水道の役割としては、汚水の排除、公共用水域の水質保全という大きな役割があります。

(1) 汚水の排除

生活や事業活動に伴って生ずる排水を速やかに排除し、悪臭や害虫の発生防止、そして感染症の発生を予防するとともに、トイレの水洗化を通じて衛生的で快適な生活環境を確保します。

(2) 公共用水域の水質保全

家庭の生活排水や事業所の排水などの汚水を下水道管渠で処理場に集め、適切に処理することにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

1-5 下水道事業の種類

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。関連した施設として污水ポンプ場があります。

(2) 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道事業のうち特定環境保全公共下水道事業は、水質保全上特に必要な地区において施行されるものです。本市では、市街化調整区域の一部がこの地区になります。

(3) 農業集落排水事業

農業集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農村部におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するものです。本市には、現在 4 地区の農業集落排水処理施設があります。

第2章 本市の現況

2-1 本市の現況

本市では、公共下水道と特定環境保全公共下水道を併せて処理する浄化センター、農業集落排水処理施設4か所、地域污水处理施設5か所を合せた全10カ所の処理施設を管理運営しています。これらに加え、合併処理浄化槽を含んだ污水衛生処理率は令和6年3月末現在で76.0%となっています。

(污水衛生処理率は単独浄化槽・汲み取りを除く)

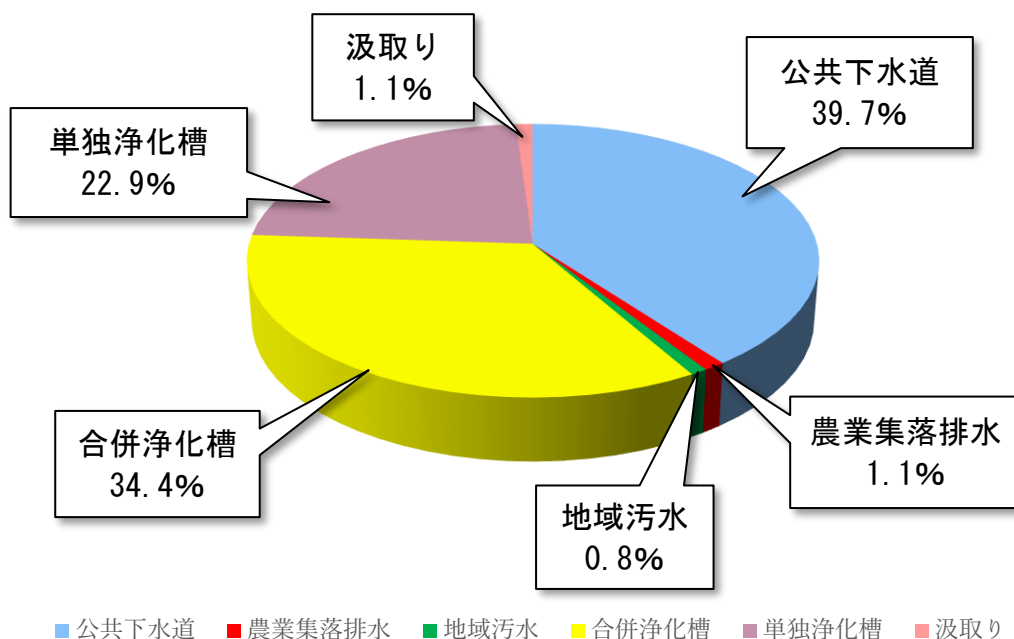
2-2 污水处理別割合

【人口：140,365人】

(令和6年3月末)

	公共下水道	農業集落排水	地域污水	合併浄化槽	単独浄化槽	汲み取り
人口	55,716	1,520	1,202	48,319	32,114	1,494
戸数・基数	25,054戸	606戸	491戸	11,546基	11,575基	1,073基
割合	39.7%	1.1%	0.8%	34.4%	22.9%	1.1%

※公共下水道の人口は公共下水道及び特定環境保全区域の中で水洗便所を設置した人口となります。



2-3 下水道普及率の推移

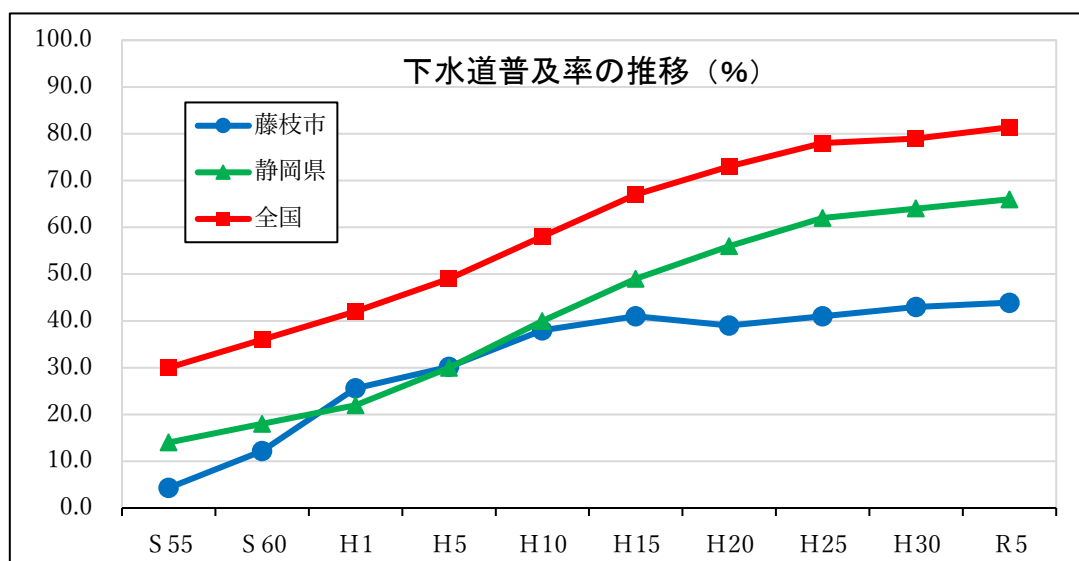
普及率は、藤枝市民のうち、下水道事業（農業集落排水事業を除く）が普及している市民の割合を示しています。本市の普及率は令和5年度時点で43.9%に達しています。また、処理区域内の人口に対する水洗便所設置済人口を示す本市の水洗化率は90.5%となります。

下水道法により処理区域内では、既設の汲み取り式便所や浄化槽を水洗便所へ改造することが義務付けられているため、水洗化を促進する必要があります。（下水道法10条）

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政人口}} \times 100 = \frac{61,591}{140,365} \times 100 = 43.9\%$$

$$\text{水洗化率} = \frac{\text{水洗便所設置人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100 = \frac{55,716}{61,591} \times 100 = 90.5\%$$

年 度	S55 年度	S60 年度	H1 年度	H5 年度	H29 年度	H30 年度	R5 年度
全 国	30.0%	36.0%	42.0%	49.0%	78.8%	79.3%	81.4%
静岡県	13.9%	18.0%	22.4%	30.0%	63.1%	63.5%	66.0%
藤枝市	4.3%	12.2%	25.6%	30.2%	43.1%	43.3%	43.9%
行政人口 (人)	105,505	113,614	120,322	125,184	145,789	144,941	140,365
処理区域 人口(人)	4,499	13,883	30,749	37,795	62,865	62,746	61,591



2-4 公共下水道事業計画

項 目	全 体 計 画	都市計画決定	下水道事業計画
決定日・認可日	令和3年3月 (平成30年3月)	平成21年3月31日 (平成9年7月8日)	令和5年3月24日 (令和3年3月26日)
計画処理区域面積	2,435ha (2,435ha)	1,684ha (1,676ha)	1,239ha (1,239ha)
計画処理人口	86,200人 (86,200人)	75,440人 (102,000人)	59,220人 (59,940人)
計画処理汚水量	48,353 m ³ /日 (47,491 m ³ /日)	—	30,461 m ³ /日 (30,811 m ³ /日)
主たる変更内容	将来人口フレーム及び 汚水量原単位の見直し	緑の丘地区及び水守地 区の一部を編入	汚泥脱水機能力の変更及 び汚泥乾燥施設の追加
主要な管渠延長 (※1)	—	—	34,740m (34,740m)
事業施行期間	昭和40年9月1日 ～ 令和26年3月31日 (平成35年3月31日)	—	昭和40年9月1日 ～ 令和12年3月31日 (令和10年3月31日)
処 理 方 法	標準活性汚泥法(※2)		
排 除 方 式	分 流 式		

※下段の()は変更前

※1の主要な管渠とは：下水排除面積が19ha以上の管渠

※2の標準活性汚泥法とは：好気性生物の働き(空気を吹き込み有機物を分解)で汚れた水を
きれいにする方法

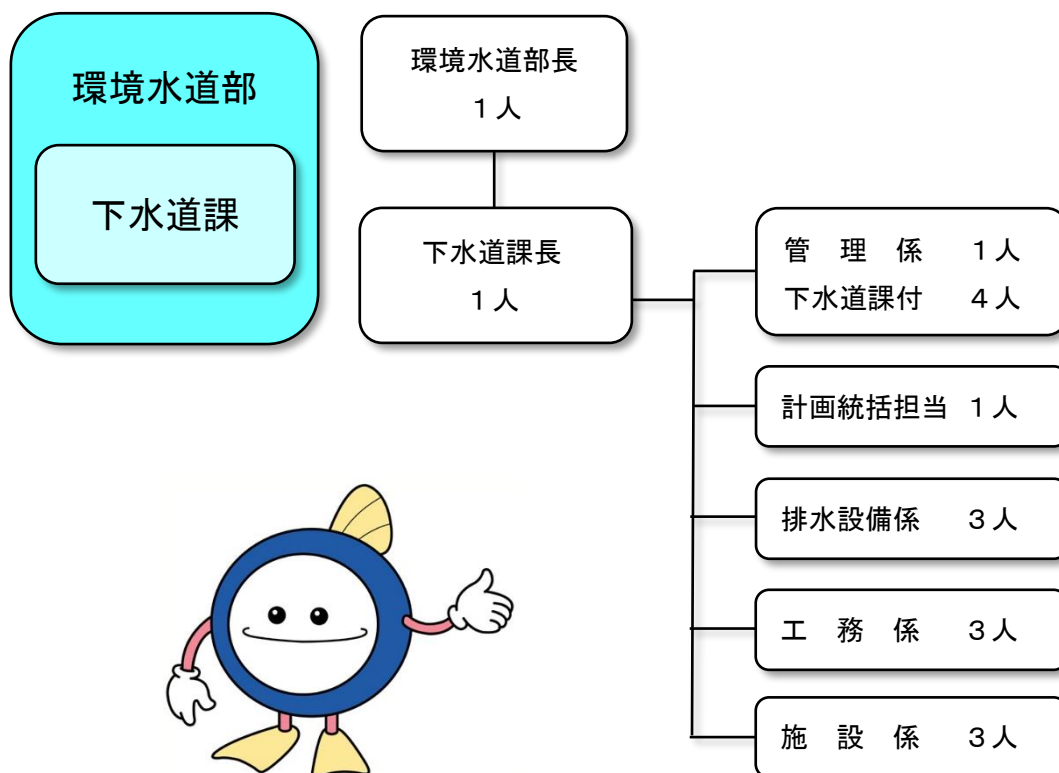
2-5 使用料

本市における公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）及び農業集落排水の使用料金体系は、基本料金と超過料金で構成されています。基本料金については、使用料が 10 m³までは定額とし、11 m³からの超過料金については、使用量が多くなるほど 1 m³あたりの料金が高くなる累進方式を採用しています。この方式は小口使用者への配慮を目的としており、多くの公共下水道事業で採用されています。

使 用 料 金 表（1 か月あたり、消費税 10%を含む）		
基本料金（10 m ³ まで）	超過料金（排出量 1 m ³ につき）	
1,100 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	121 円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	132 円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	154 円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	165 円
	500 m ³ を超える分	176 円

2-6 執行体制

本市の令和 6 年 4 月現在の組織図及び事務分掌は以下のとおりです。



係 名	主な業務内容
管 理 係	1. 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料に関する事 2. 農業集落排水事業受益者分担金、加入分担金及び施設使用料に関する事 3. 水洗便所等改造資金融資あっ旋に関する事 4. 下水道事業の公示に関する事 5. 下水道事業及び農業集落排水事業の起債に関する事 6. 課内の庶務及び予算に関する事
計画統括担当	1. 下水道施設の地震対策（BCP 計画）に関する事 2. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）に関する事 3. 下水道事業全体の計画に関する事 4. 志太広域事務組合との連絡調整に関する事 5. 合併処理浄化槽の普及促進に関する事 6. 地域汚水処理施設使用料に関する事 7. し尿汲取り手数料に関する事 8. 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）に関する事
排水設備係	1. 公共下水道及び特環公共下水道の維持管理及び普及促進に関する事 2. 農業集落排水への接続促進に関する事 3. 排水設備の設置（確認審査・指導・検査）に関する事 4. 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事
工 務 係	1. 公共下水道事業（管渠施設等）の計画、設計及び建設に関する事 2. 公共下水道施設（管渠施設等）の維持管理に関する事 3. 公共下水道施設（管渠施設等）の改築・更新に関する事 4. 公共下水道事業台帳の整備及び保管に関する事 5. 農業集落排水事業（管渠施設等）の計画、設計及び建設に関する事 6. 農業集落排水処理施設（管渠施設等）の維持管理に関する事 7. 農業集落排水事業台帳の整備及び保管に関する事 8. 下水道施設（管渠施設等）の長寿命化及び耐震化に関する事
施 設 係	1. 公共下水道事業（処理施設等）の計画、設計及び建設に関する事 2. 公共下水道施設（処理施設等）の建設及び維持管理に関する事 3. 農業集落排水事業（処理施設等）の計画、設計及び建設に関する事 4. 農業集落排水処理施設（処理施設等）の維持管理に関する事 5. 下水道施設（処理施設等）の長寿命化及び耐震化に関する事 6. 地域汚水処理施設に関する事

※下水道課付職員は、管理係・計画統括担当の業務を担当しています。

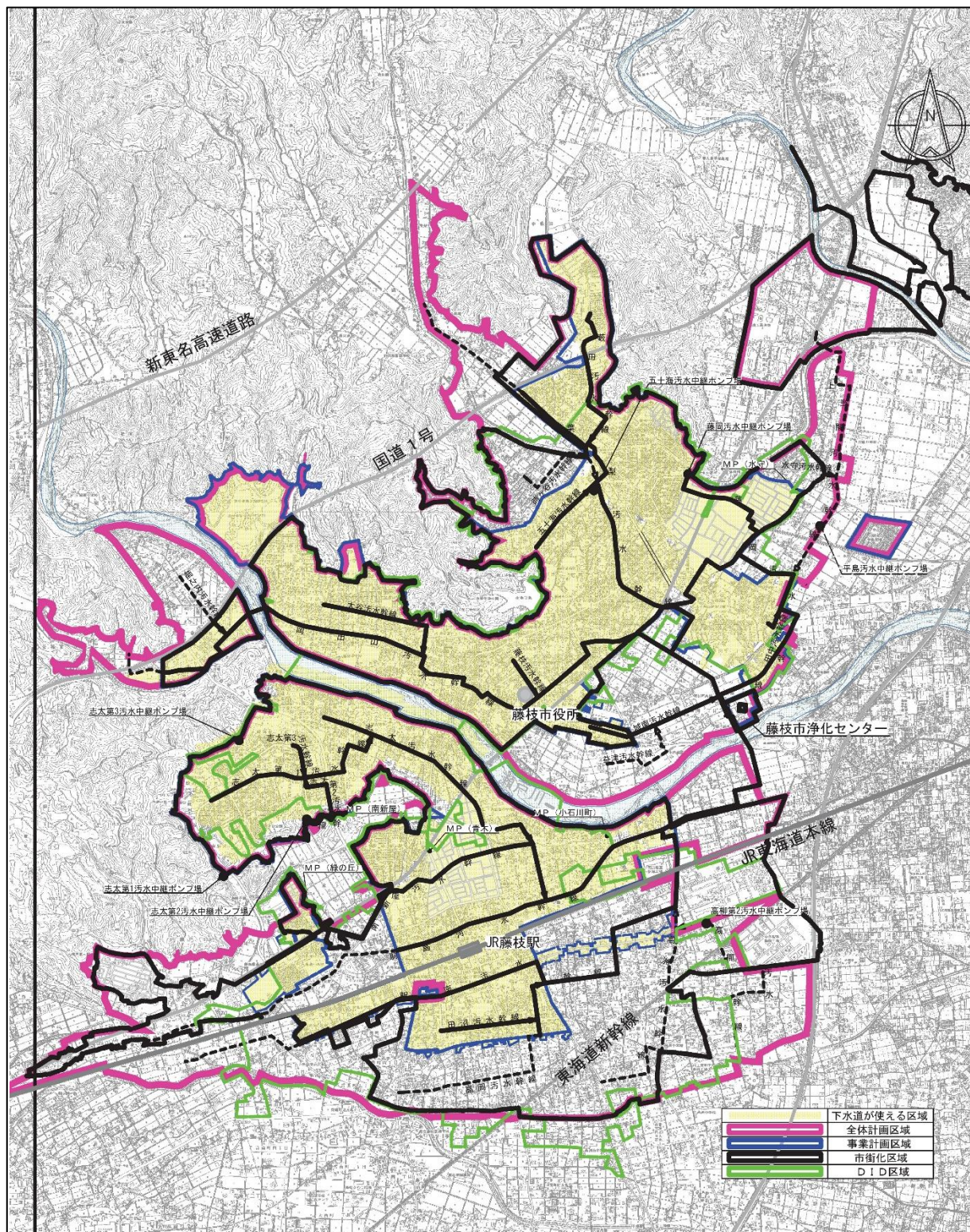
2-7 下水道法事業認可の経緯

認可日	計画区域	計画人口	計画処理汚水量	認可内容
S40年 8月 18日	33.0ha	5,200人	—	藤岡処理区
S46年 2月 19日	10.0ha	1,600人	—	新南新屋処理区
S51年 1月 17日	393.0ha	36,800人	24,860 m ³ /日	岡出山処理分区 前島処理分区
S55年 3月 13日	511.0ha	46,800人	32,160 m ³ /日	ルート変更 駿河台処理分区
S57年 8月 6日	511.0ha	46,800人	32,160 m ³ /日	ルート変更
S58年 12月 8日	511.0ha	46,800人	32,160 m ³ /日	ルート変更
S61年 10月 8日	821.0ha	52,300人	35,600 m ³ /日	ルート変更 駅南区画整理他
H元年 3月 29日	821.0ha	52,300人	35,600 m ³ /日	ルート変更
H4年 3月 11日	1,015.0ha	64,600人	46,670 m ³ /日	ルート変更 水守・下藪田他
H9年 11月 6日	1,195.0ha	65,800人	44,700 m ³ /日	水守・鬼島 特定環境保全追加
H16年 4月 6日	1,195.0ha	72,100人	50,100 m ³ /日	認可年次延伸
H22年 12月 28日	1,244.3ha	57,140人	34,400 m ³ /日	総合運動公園 緑の丘
H27年 3月 27日	1,277.1ha	59,310人	35,600 m ³ /日	計画区域変更
H30年 3月 30日	1,231.6ha	59,530人	30,100 m ³ /日	計画区域変更
R3年 3月 26日	1,239.4ha	59,940人	30,811 m ³ /日	計画区域変更
R5年 3月 24日	1,239.4ha	59,220人	30,461 m ³ /日	汚泥脱水機能力変更 汚泥乾燥施設の追加

※本格的な下水道計画を昭和51年1月17日に藤枝処理区として開始しました。

※藤岡処理区及び新南新屋処理区は両区とも下水道法事業認可を受け処理を開始し、
それぞれ昭和60年10月、昭和62年3月に藤枝処理区に統合しました。

公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の整備状況



2-8 農業集落排水事業

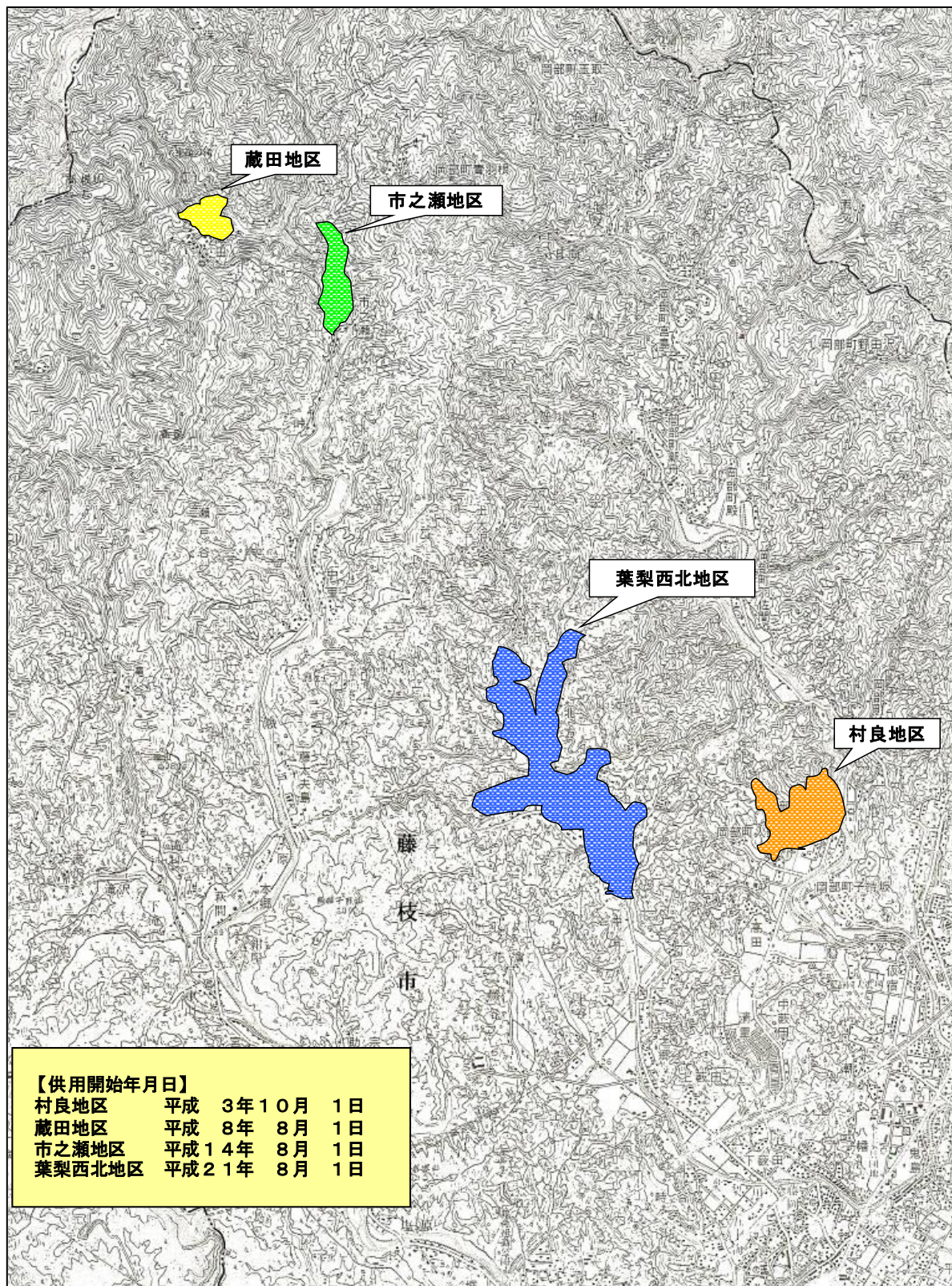
農業集落排水事業は、農業集落における汚水を処理する事業です。本市の農業集落排水処理施設は4か所あり、現在はすべての整備が完了しています。

事業概要

項 目	村良地区	蔵田地区	市之瀬地区	葉梨西北地区
事業採択年	昭和 61 年	平成 5 年	平成 8 年	平成 12 年
計画処理人口	840 人	220 人	400 人	1,700 人
計画戸数	190 戸	51 戸	90 戸	389 戸
①接続戸数 ※	194 戸	49 戸	82 戸	303 戸
②取付管 設置戸数	202 戸	49 戸	90 戸	401 戸
接続率 ①÷②	96.0%	100.0%	91.1%	75.6%
使用戸数 ※	182 戸	45 戸	77 戸	286 戸
計画処理汚水量	227 m ³ /日	59 m ³ /日	108 m ³ /日	459 m ³ /日
管渠延長	4,580m	1,335m	3,446m	15,506m
供用開始年月	平成 3 年 10 月	平成 8 年 8 月	平成 14 年 8 月	平成 21 年 8 月
事業費	637 百万円	390 百万円	576 百万円	2,227 百万円
事業計画区域 面積	32.0ha	5.1ha	10.7ha	39.0ha

※接続戸数及び使用戸数は令和6年3月末の数値となります。

農業集落排水処理施設の位置図



第3章 経営分析

3-1 下水道事業全体の経営分析

本市の下水道事業経営について、①施設面、②財務面の2つの観点から分析を行い、経営課題を整理します。分析にあたっては、総務省が公表している経営指標の概要及び経営指標算出元データを基に類似団体の平均値を用います。

なお、本市は令和2年度に公営企業会計へと移行しているため、令和元年度までは類似団体の平均値のみを参考値として掲載し、令和2年度から比較分析を行います。

①施設面の現状分析

下水道事業は、人口密度に影響を受ける事業です。本市の公共下水道事業は、類似団体と比較して人口密度がやや低く、特定環境保全公共下水道事業や農業集落排水事業の人口密度は平均を上回っています。今後、可能な限り施設・管渠の効率的利用を進めていくことが求められています。

また、施設・管渠の老朽化が進んでいくことが見込まれるため、ストックマネジメント計画の策定等を踏まえて、市域全域での施設・管渠の最適化や老朽化対策を実施する必要があります。

②財政面の現状分析

公共下水道事業の整備状況は、全体計画に対し整備率 42%程度の整備段階です。昭和40年から管渠整備開始、昭和60年より施設供用開始しているため、施設の老朽化が進み、更新・改築を含めた維持管理が必要となります。維持管理に係る多額の費用に対し、人口減少、節水機器の普及に伴い使用料収入は減少傾向にあり、経営環境は厳しくなることが予測されます。また、企業債の償還計画を踏まえながら経営改善に努めていく必要があります。

特定環境保全公共下水道事業については、全体計画に対し整備率 10%程度と整備段階です。未普及及び整備に伴う有収水量の増加は見込めますが、過度な事業拡大は次世代への過剰な負担増となるため、事業の全体計画の見直しなど将来を見据えた計画が必要となります。

農業集落排水事業は全4施設の施設整備が平成21年度に完了しました。最も古い施設については、供用開始後34年が経過していることから、今後は施設老朽化に伴う改築・更新を含めた維持管理を検討する必要があります。

以上のとおり、財政面では、使用料収入の減少、老朽化対策のための財源確保という2つの大きな問題があります。これらの問題に対し、全体計画の見直しを含む支出の抑制と、収入減少を抑制するための接続推進による水洗化率の向上が最重要課題となっています。

3-2 経営比較分析表を活用した現状分析

経営の健全性・効率性の指標

経常収支比率（％）

〔算出式：経常収益／経常費用×100〕

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかの指標です。

単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。100%未満の場合、単年度収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要です。

累積欠損金比率（％）

〔算出式：当年度未処理欠損金／営業収益－受託工事収益×100〕

営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。

累積欠損金を有している場合は、経年の状況も踏まえながら、0%となるよう経営改善に向けた取り組みが必要です。

経費回収率（％）

〔算出式：下水道使用料／污水处理費（公費負担分を除く）×100〕

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準を評価することができます。

使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す 100%以上であることが必要です。100%未満の場合、污水处理に係る費用が使用料収入以外により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要です。

污水处理原価（円）

〔算出式：污水处理費（公費負担分を除く）／年間有収水量×100〕

有収水量 1 m³あたりの污水处理に要した費用であり、污水处理に係るコストを表す指標です。

経年比較や類似団体との比較等により、自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか検証が求められます。

水洗化率（％）

〔算出式：水洗便所設置済人口／処理区域内人口×100〕

現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。

公共用水域の水質保全や、使用料収入の観点から 100％となっていることが望ましいです。100％未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、区域内の水質保全に問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取り組みが必要です。

施設利用率（％）

〔算出式：晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力×100〕

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

明確な数値基準は無いと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により、自団体の置かれている状況を把握し、現状分析や、将来の汚水処理人口の減少などを踏まえた検証が求められます。

老朽化の状況の指標

管渠老朽化率（％）

〔算出式：法定耐用年数を経過した管渠延長／下水道管敷設延長×100〕

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。

明確な数値基準は無いと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、検証が求められます。数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改修等の必要性を推測することができます。

管渠改善率（％）

〔算出式：改善（更新・改善・修繕）管渠延長／下水道管敷設延長×100〕

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペース状況を把握できます。

明確な数値基準は無いと考えられますが、数値が低い場合、管路を更新する期間が長くなることになります。

(1) 公共下水道事業

①施設

公共下水道事業は、主として市街地における下水道事業で、藤枝市浄化センターを終末処理場とする本市におけるもっとも規模の大きな事業です。

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和４０年度 (６０年)	法適・非適の区分	法適（全部適用）
処理区域内人口密度	５７．９人／ha	流域下水道への 接続の有無	無し
経営比較分析表における 類似団体区分	B c 1	処理区域内人口３万人以上かつ、 処理区域内人口密度５０人／ha 以上かつ、 供用開始後３０年以上経過	
処理区域	１処理区（藤枝処理区）		
処理場数	１か所（藤枝市浄化センター）		
ポンプ場数	５か所（志太第一、志太第二、志太第三、藤岡、五十海）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	・平成９年１１月６日 藤枝市浄化センターに特定環境保全公共下水道を接続		

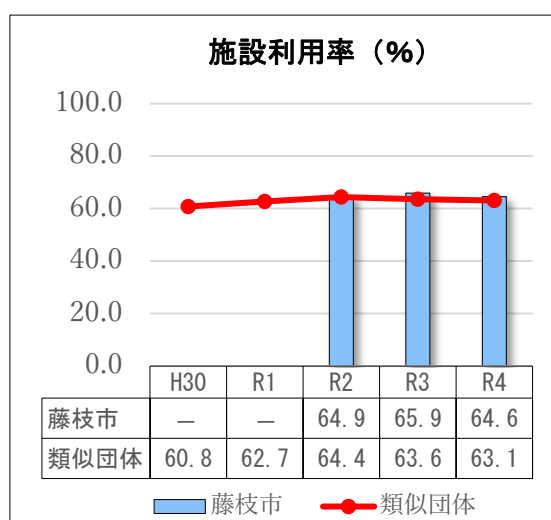
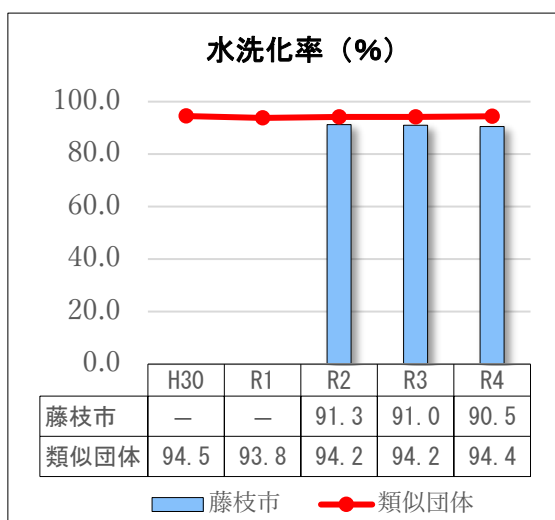
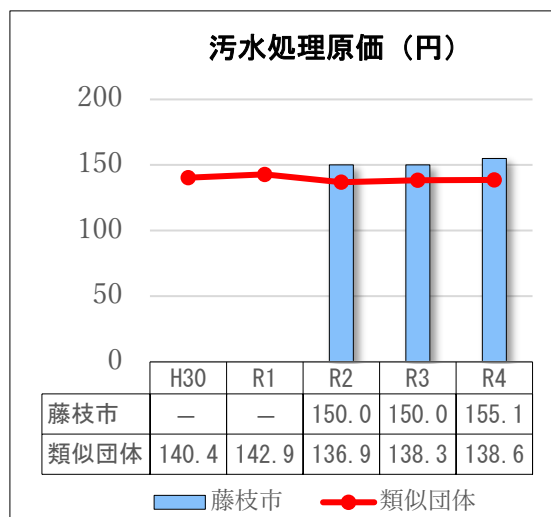
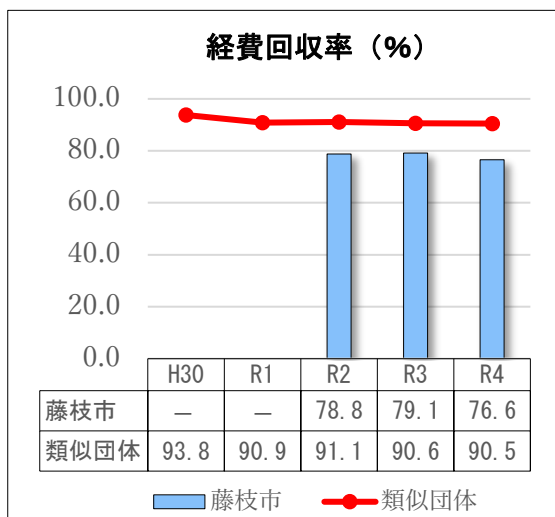
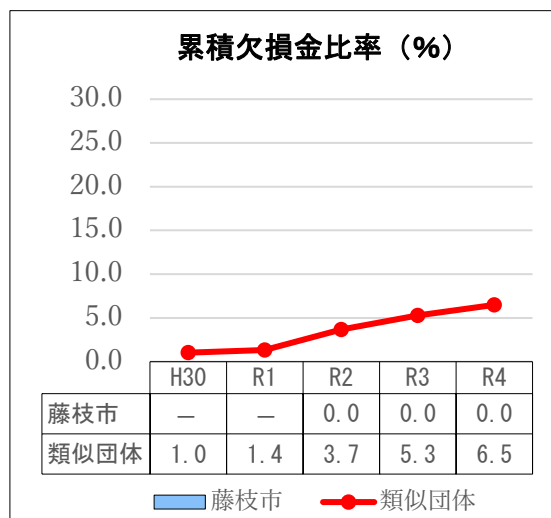
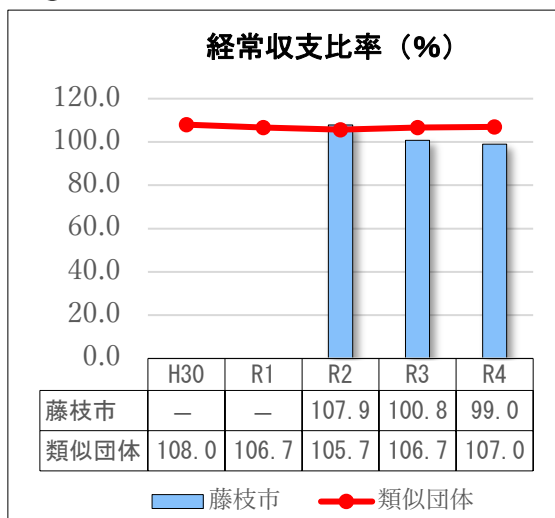
②使用料

公共下水道使用料は平成20年4月1日より基本使用料及び従量使用料が引き上げられ、その後消費税率の改正を経て現在の料金体系になりました。

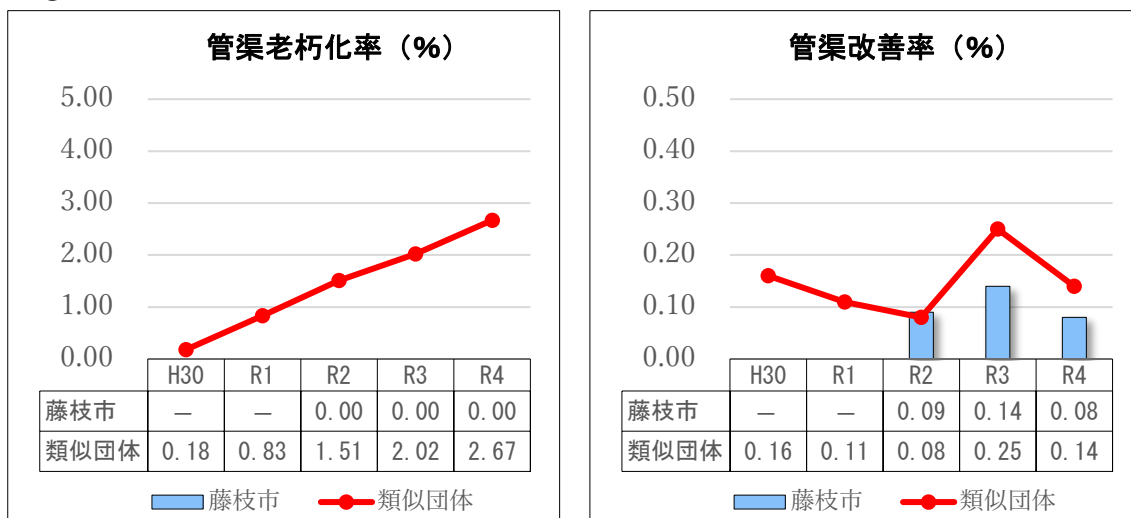
一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	区分	汚水排出量	使用料（税込）		
	基本使用料	1 0 m ³ まで	1, 1 0 0円		
	従量使用料 （1 m ³ につき）	1 0 m ³ を超え 3 0 m ³ まで	1 2 1円		
		3 0 m ³ を超え 5 0 m ³ まで	1 3 2円		
		5 0 m ³ を超え 1 0 0 m ³ まで	1 5 4円		
		1 0 0 m ³ を超え 5 0 0 m ³ まで	1 6 5円		
	5 0 0 m ³ を超える	1 7 6円			
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
条例上の使用料 （2 0 m ³ あたり）	令和3年度	2, 3 1 0円	実質的な使用料※ （2 0 m ³ あたり）	令和3年度	2, 3 7 2円
	令和4年度	2, 3 1 0円		令和4年度	2, 3 7 7円
	令和5年度	2, 3 1 0円		令和5年度	2, 3 8 5円

※使用料収入/年間有収水量

③経営の健全性・効率性



④老朽化の状況



⑤分析

経営の健全性・効率性について

経常収支比率について、令和4年度のみ100%を下回ったものの、表外である令和5年度決算では100%を超えています。ただし、一般会計からの基準外繰入金により補填している状況が続いているため、経営の改善が必要です。

経費回収率は、使用料収入で維持管理費を賄うことができず100%を下回っているため、使用料の見直しによる適正な使用料収入を確保する必要があります。汚水処理原価については維持管理費と比較して有収水量が低く、類似団体の平均値を上回っているため、支出の見直しが必要です。また、類似団体の平均を下回っている水洗化率を向上させることで有収水量が増加し、経費回収率、汚水処理原価ともに改善が見込めるため、下水道への接続推進が重要となります。

老朽化の状況について

本格的な供用となる昭和60年の藤枝市浄化センターの供用開始から数えても40年が経過しており、管渠老朽化率は0%となっているものの、処理場施設等は耐用年数を経過した資産が多く存在します。更新工事には多額の費用が必要となるため、ストックマネジメント計画により耐用年数の見直しによるコストの低減や更新事業費の平準化を図ることで、効率的な維持修繕・更新を計画的に進めます。

全体総括

財源不足分を一般会計繰入金によって補填している状況が続いています。今後については人口減少等により使用料収入の大幅な増加は見込めない状況であり、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。

このため、支出の抑制と水洗化率の向上及び経費に見合う適正な使用料体系の検討に取り組む必要があります。

(2) 特定環境保全公共下水道事業

①施設

特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道のうち市街化区域以外の地区に設置されるものをいいます。本市の特定環境保全公共下水道は独自の処理場を持たず、公共下水道の終末処理場である藤枝市浄化センターに接続し処理を行っています。

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (28年)	法適・非適の区分	法適（全部適用）
処理区域内人口密度	24.2人／ha	流域下水道への 接続の有無	無し
経営比較分析表における 類似団体区分	D2	[特定環境下水道区分] 供用開始後15年以上経過	
処理区域	1処理区（田中地区）		
処理場数	1か所（藤枝市浄化センター）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	・供用開始時より、公共下水道処理施設である藤枝市浄化センターへ接続している		

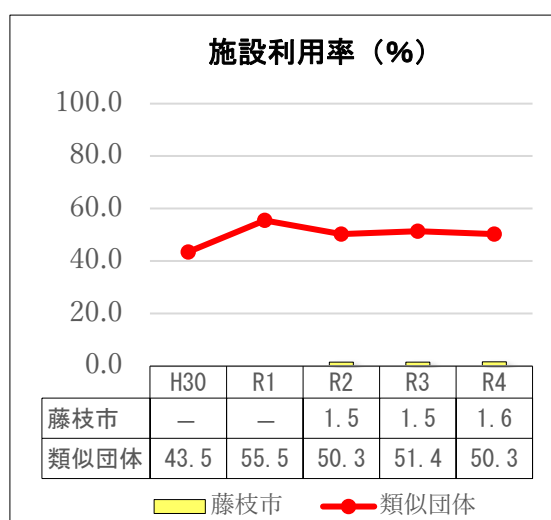
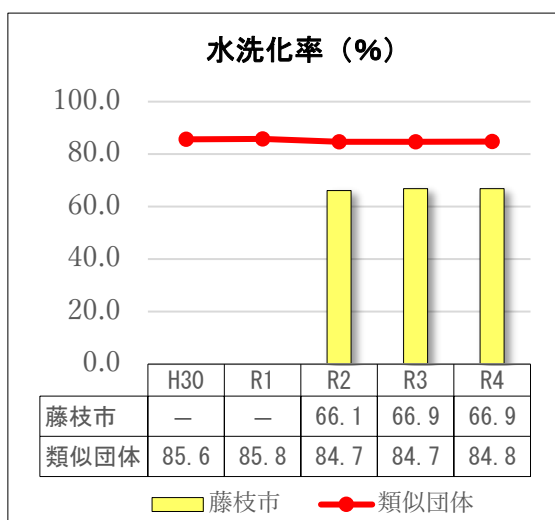
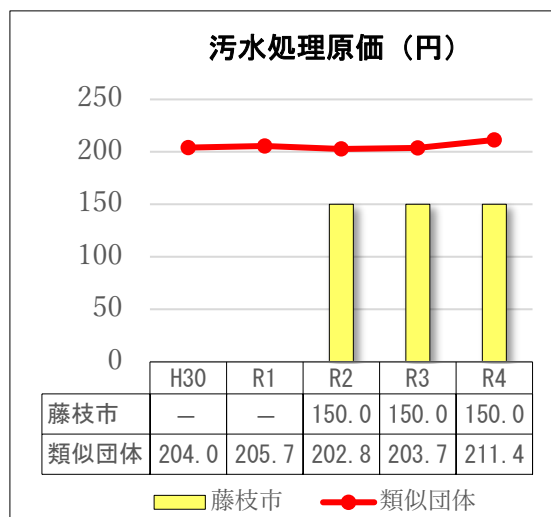
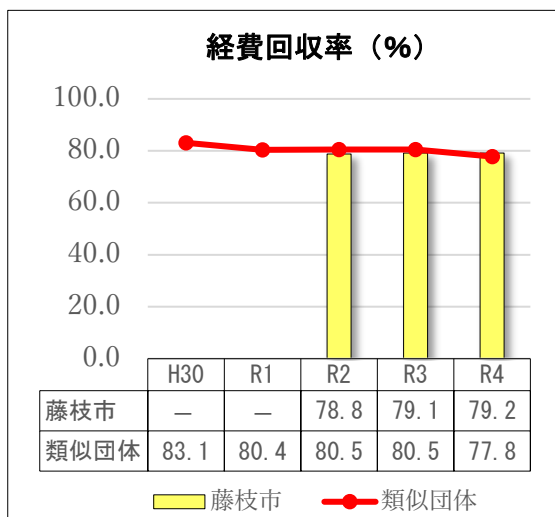
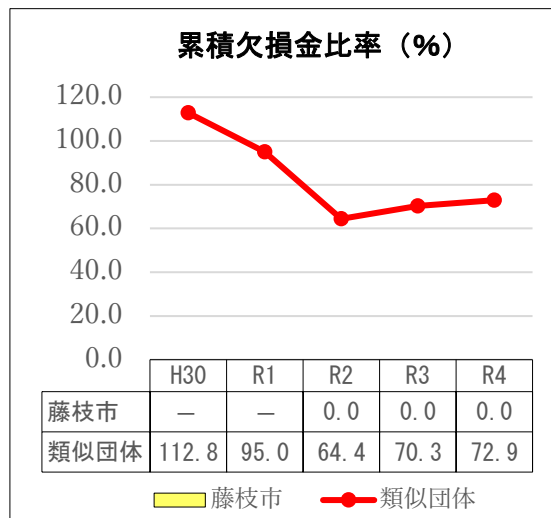
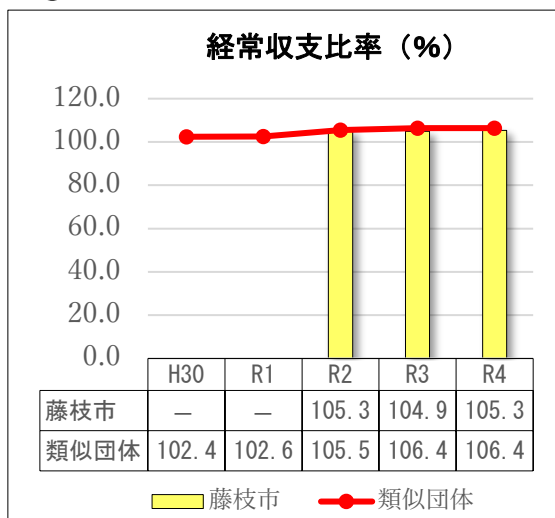
②使用料

特定環境保全公共下水道の使用料は公共下水道と同一の使用料体系となります。平成20年4月1日より基本使用料及び従量使用料が引き上げられ、その後消費税率の改正を経て現在の料金体系になりました。

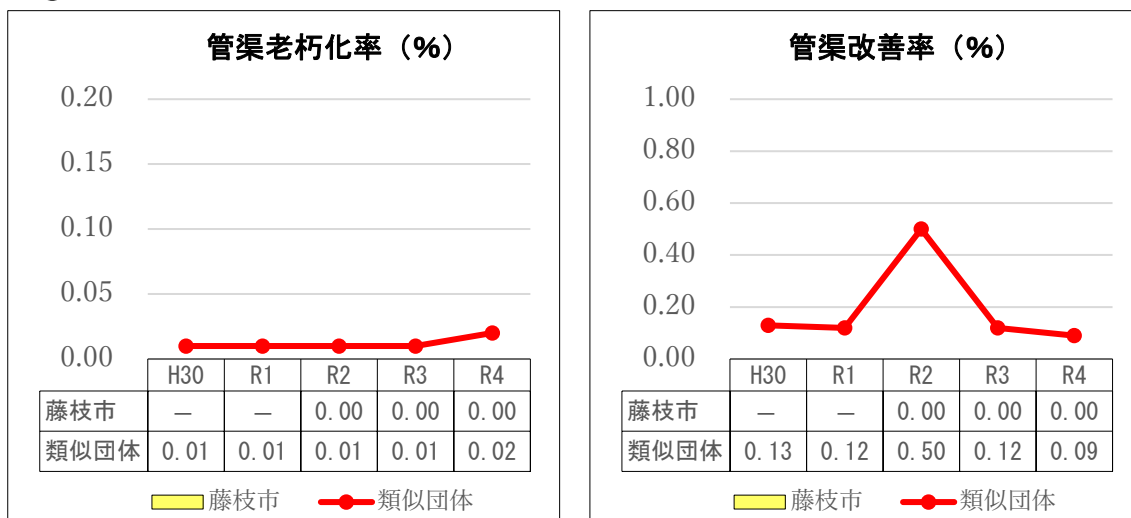
一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	区分	汚水排出量	使用料(税込)
	基本使用料	10m ³ まで	1,100円
	従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	121円
		30m ³ を超え50m ³ まで	132円
		50m ³ を超え100m ³ まで	154円
		100m ³ を超え500m ³ まで	165円
		500m ³ を超える	176円
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ		
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ		
条例上の使用料 (20m ³ あたり)	令和3年度	2,310円	令和3年度 2,372円
	令和4年度	2,310円	令和4年度 2,377円
	令和5年度	2,310円	令和5年度 2,385円

※使用料収入/年間有収水量

③経営の健全性・効率性



④老朽化の状況



⑤分析

経営の健全性・効率性について

経常収支比率については100%を超えていますが、一般会計からの基準外繰入金により補填している状況が続いているため、経営の改善が必要です。

経費回収率は、使用料収入で維持管理費を賄うことができず100%を下回っています。このため、適正な使用料体系とすることが必要となります。汚水処理原価については、公共下水道と処理場を共有していることから類似団体の平均値を大幅に下回っています。また、施設利用率の低さもこのことに由来します。

水洗化率については類似団体の平均値を大きく下回っており、経営状況の改善に向けて下水道への接続推進を進めていきます。

老朽化の状況について

供用開始から28年が経過していますが、市内では比較的新しい管渠のため、管渠老朽化率、管渠改善率ともに0%となっています。今後は耐用年数を経過した資産について、順次更新を進めていく必要があります。

全体総括

財源不足分を一般会計繰入金によって補填している状況が続いています。特定環境保全公共下水道区域は人口密度が低く、また人口減少等により使用料収入の大幅な増加は見込めない状況であり、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。

このため、水洗化率の向上及び経費に見合う適正な使用料体系となるよう、公共下水道事業と一体となって取り組む必要があります。

(3) 農業集落排水事業

①処理施設

農業集落排水事業は、農業集落における汚水を処理する事業です。村良、蔵田、市之瀬、葉梨西北の4地区にそれぞれ処理場があり、現在は整備が完了しています。

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成3年度 (34年)	法適・非適の区分	法適（全部適用）
処理区域内人口密度	21.5人／ha	流域下水道への 接続の有無	無し
経営比較分析表における 類似団体区分	F1	[農業集落排水施設区分] 供用開始後30年以上経過	
処理区域	4処理区（村良、蔵田、市之瀬、葉梨西北）		
処理場数	4か所（村良、蔵田、市之瀬、葉梨西北）		
広域化・共同化・最適化 実施状況	無し		

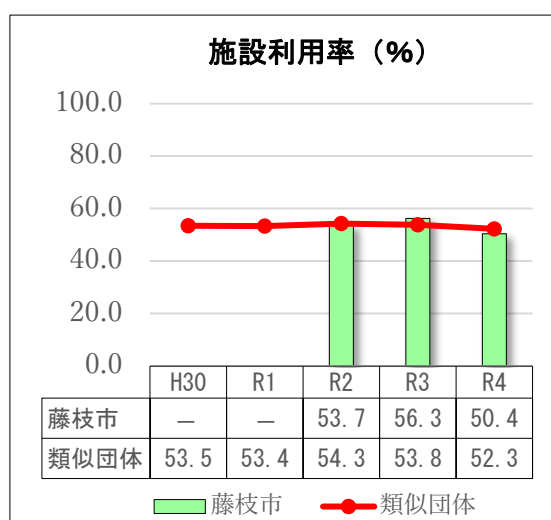
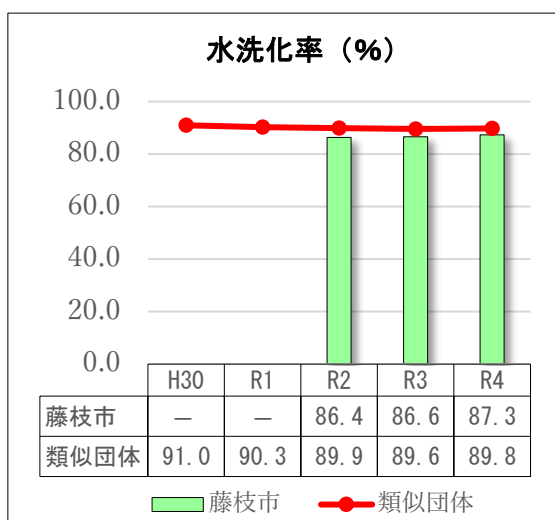
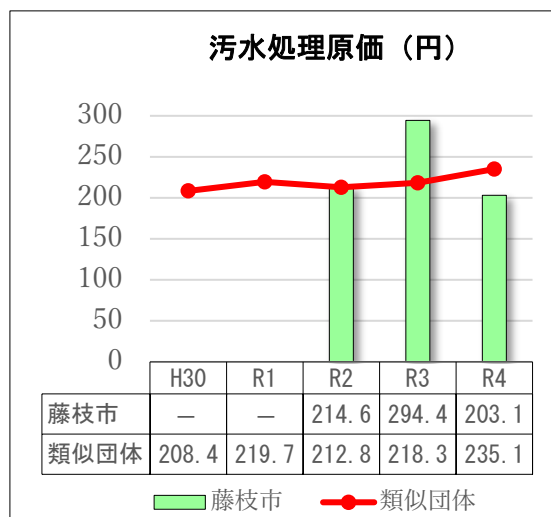
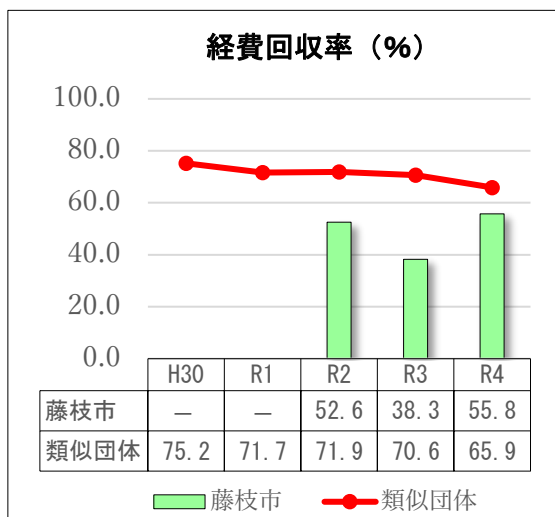
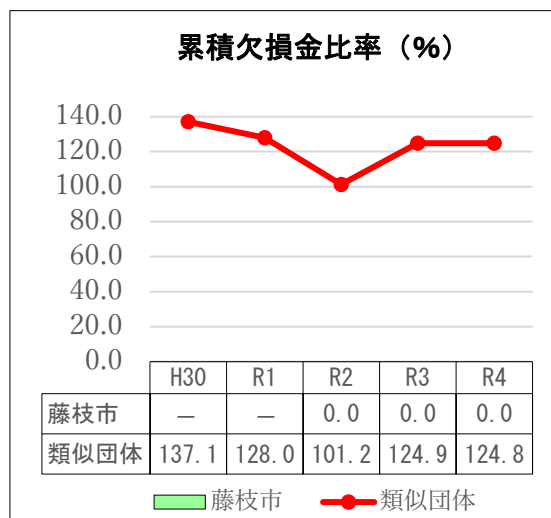
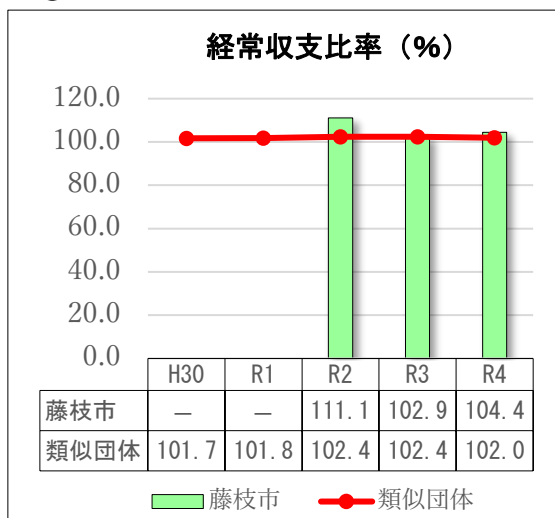
②使用料

当初は独自の使用料体系でしたが、市町村合併後の平成23年4月1日から公共下水道使用料と同じ料金体系に移行、消費税率の改正を経て現在の使用料体系になりました。

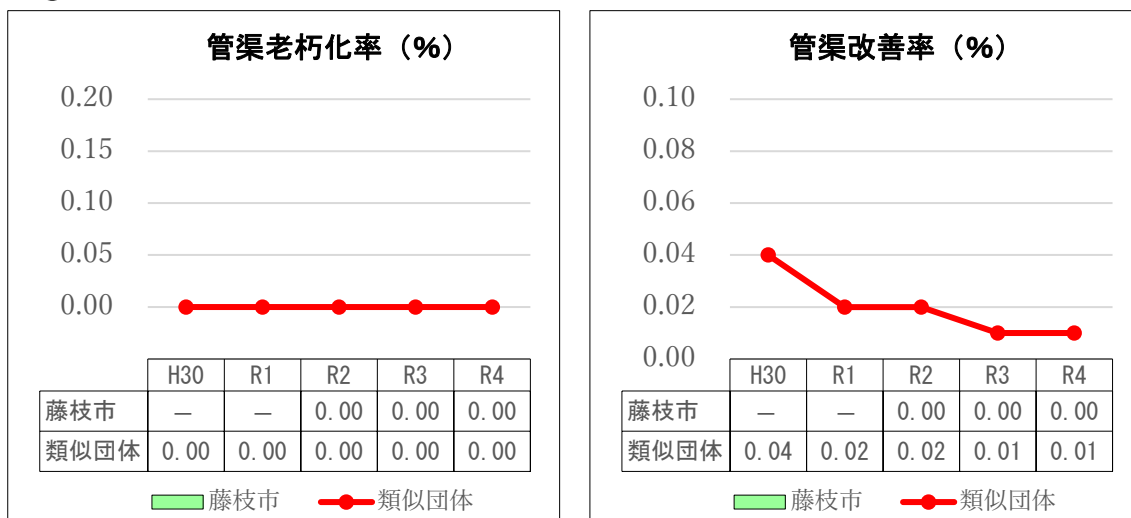
一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	区分	汚水排出量	使用料(税込)
	基本使用料	10m ³ まで	1,100円
	従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	121円
		30m ³ を超え50m ³ まで	132円
		50m ³ を超え100m ³ まで	154円
		100m ³ を超え500m ³ まで	165円
		500m ³ を超える	176円
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ		
その他の使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ		
条例上の使用料 (20m ³ あたり)	令和3年度	2,310円	令和3年度 2,254円
	令和4年度	2,310円	令和4年度 2,265円
	令和5年度	2,310円	令和5年度 2,280円

※使用料収入/年間有収水量

③経営の健全性・効率性



④老朽化の状況



⑤分析

経営の健全性・効率性について

経常収支比率については100%を超えていますが、一般会計からの基準外繰入金により補填している状況が続いているため、経営の改善が必要です。

経費回収率は、使用料収入で維持管理費を賄うことができず100%を下回っています。また、類似団体の平均値を大きく下回っているため、支出の見直しおよび適正な使用料体系とすることが必要となります。

水洗化率については類似団体の平均値を下回っており、経営状況の改善に向けて下水道への接続推進を進めていきます。

老朽化の状況について

最も整備の早い施設で供用開始から34年が経過していますが、市内では比較的新しい管渠のため、管渠老朽化率、管渠改善率ともに0%となっています。今後は耐用年数を経過した資産について、順次更新を進めていく必要があります。

全体総括

財源不足分を一般会計繰入金によって補填している状況が続いています。農業集落排水区域は人口密度が低く、また人口減少等により使用料収入の大幅な増加は見込めない状況であり、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。

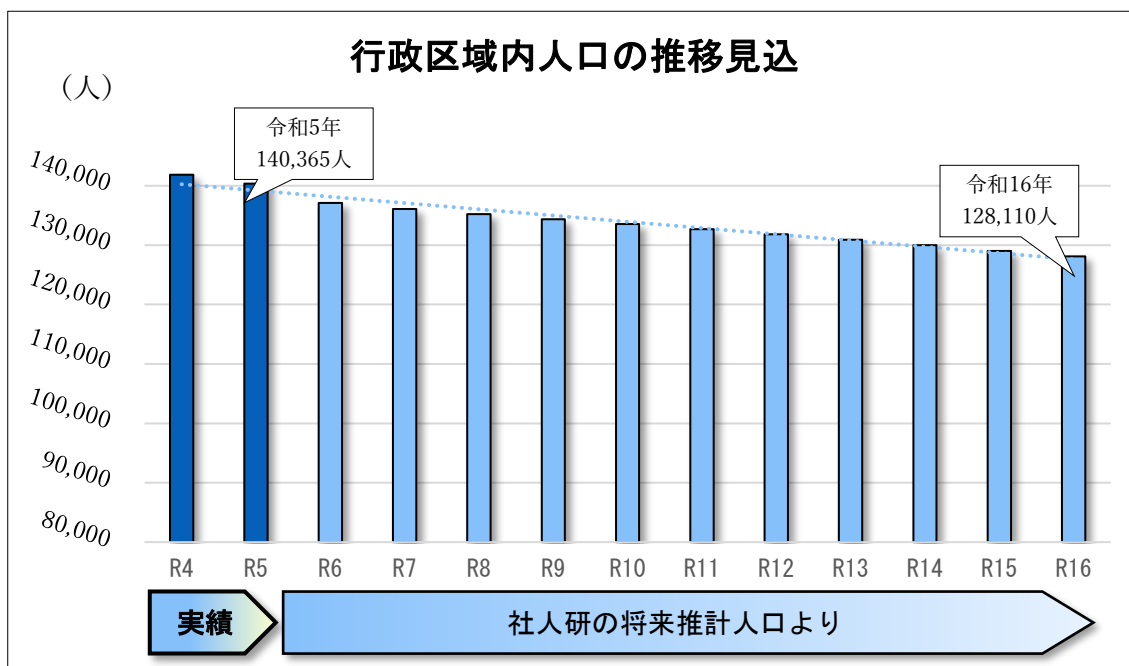
このため、水洗化率の向上及び経費に見合う適正な使用料体系となるよう取り組む必要があります。

3-3 将来の事業環境

(1) 行政区域内人口の予測

本市では令和6年2月に「藤枝市新総合戦略（藤枝市デジタル田園都市総合戦略）」を策定し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）と2つの将来人口推計を示しています。

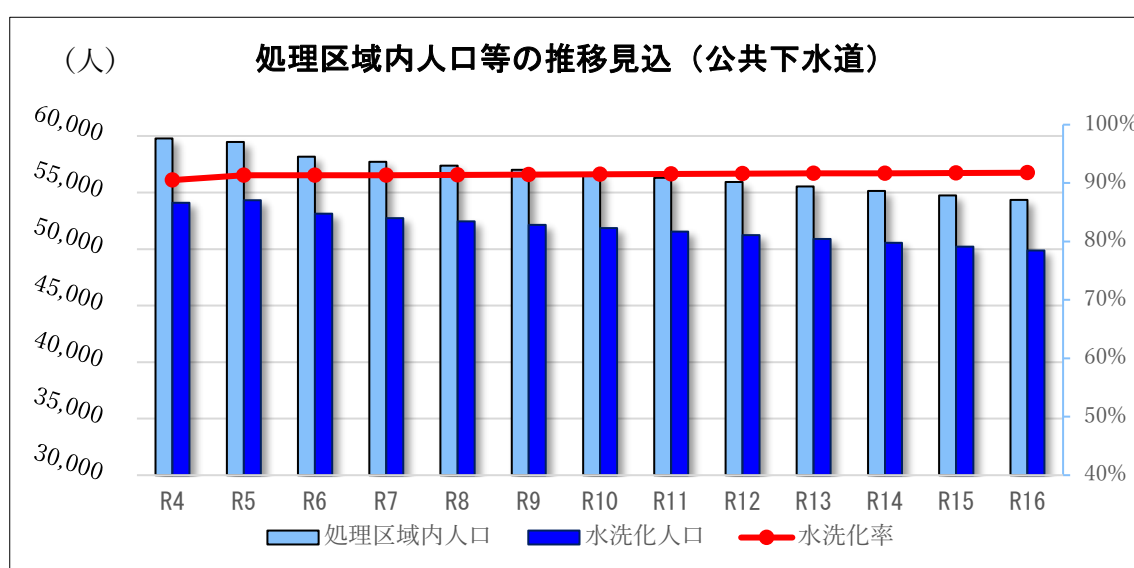
本経営戦略の目的である、経営の健全化の達成のため、より低位の推計である社人研の将来人口推計を採用します。



(2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測

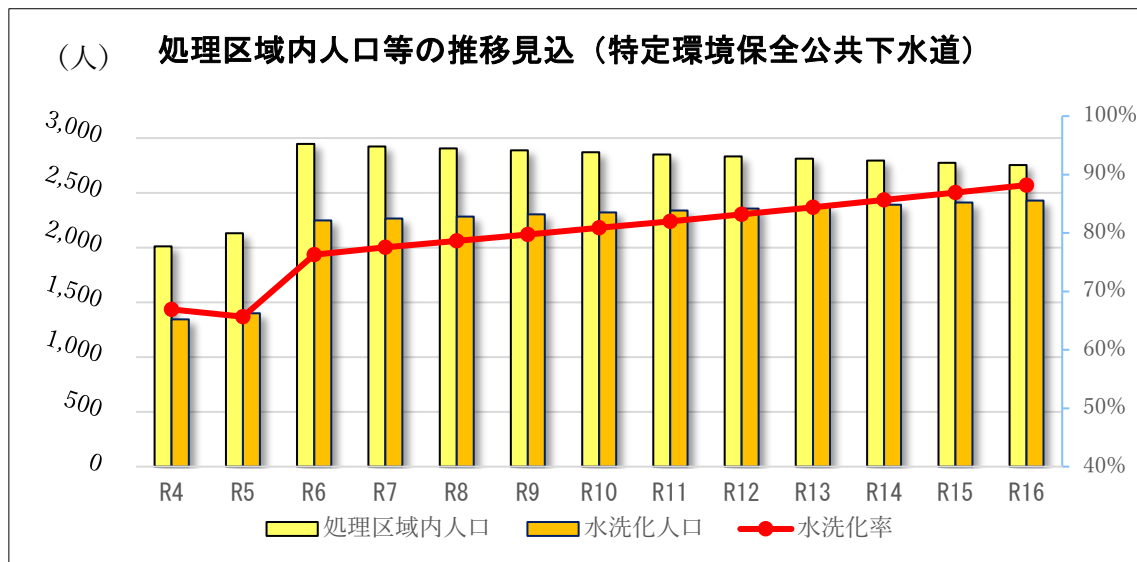
公共下水道事業は、今後も污水管渠整備事業を予定していることから、新規供用開始に伴う処理区域内人口の増加を見込んでいます。また、水洗化率は令和4年度末時点で90.5%と、類似団体の94.4%と比べて低位にありますが、今後は下水道接続の推進により、令和16年度には91%を超えるものと見込んでいます。

ただし、予測している行政区域内人口の減少が、水洗化率の向上による水洗化人口の増加を上回ると想定しているため、水洗化率は上昇していくものの、水洗化人口は減少していくと予測します。



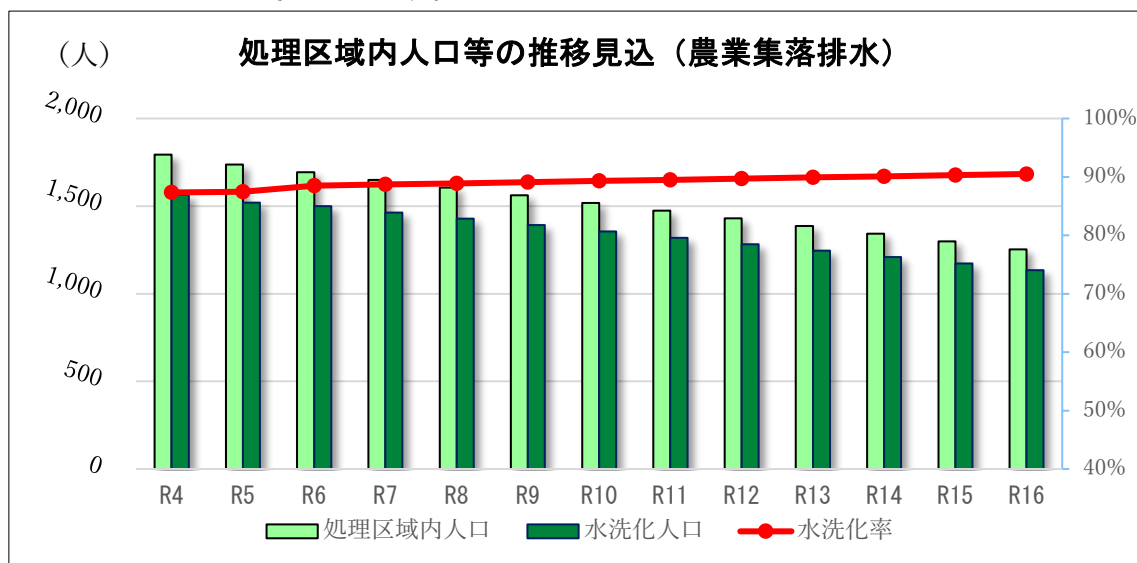
農業集落排水処理施設（市之瀬処理場）

特定環境保全公共下水道事業は、令和 6 年度に平島地区の一部（11ha）約 390 世帯が処理区域に加わりました。この地区は全戸が民間の集合浄化槽を使用していたため、処理区域に加わるとともにすべての世帯が水洗化人口として計上され、区域内人口及び水洗化人口が大きく増加しました。今後も接続推進により水洗化率は向上し、令和 16 年度には 88%に到達すると見込んでいます。



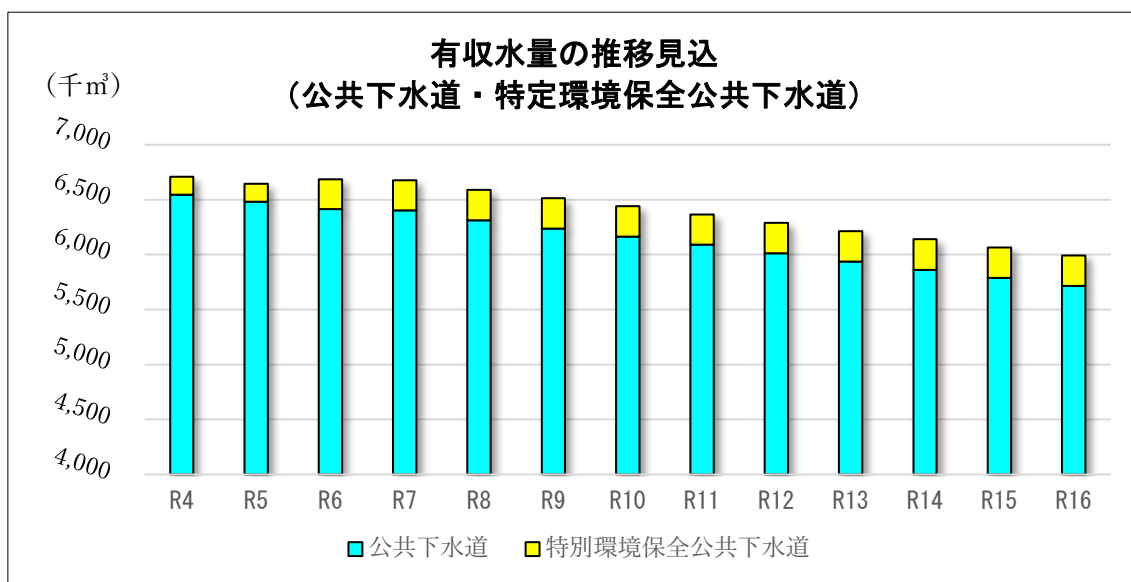
農業集落排水事業は、事業計画のある全地区の整備が完了していることから、今後の処理区域内人口の増加は見込んでいません。水洗化率については令和 4 年度末で 87.3%と類似団体の 89.8%と比べて低位にありますが、今後は農業集落排水への接続の推進により、令和 16 年度には 91%に到達すると見込んでいます。

農業集落排水事業でも、公共下水道事業と同様に水洗化人口は減少していくものと予測していますが、農業集落排水の処理区域は山間部にあるため、減少幅は公共下水道区域よりも大きくなるものと考えられます。

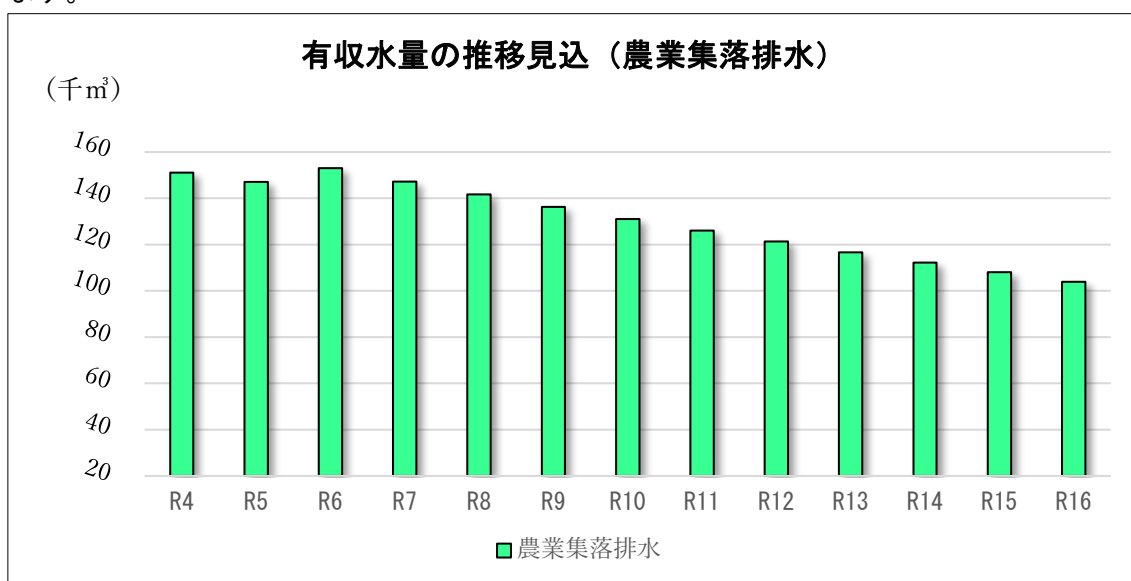


(3) 有収水量の予測

有収水量は、水洗化人口の増減に連動するものとしています。令和6年度に特定環境保全公共下水道として平島地区の一部が処理区域に加わることで、有収水量は増加すると見込まれます。その後、水洗化人口の減少と節水意識の高まりに伴い減少を続け、令和16年度には令和5年度と比べて9.8%減少すると予測しています。



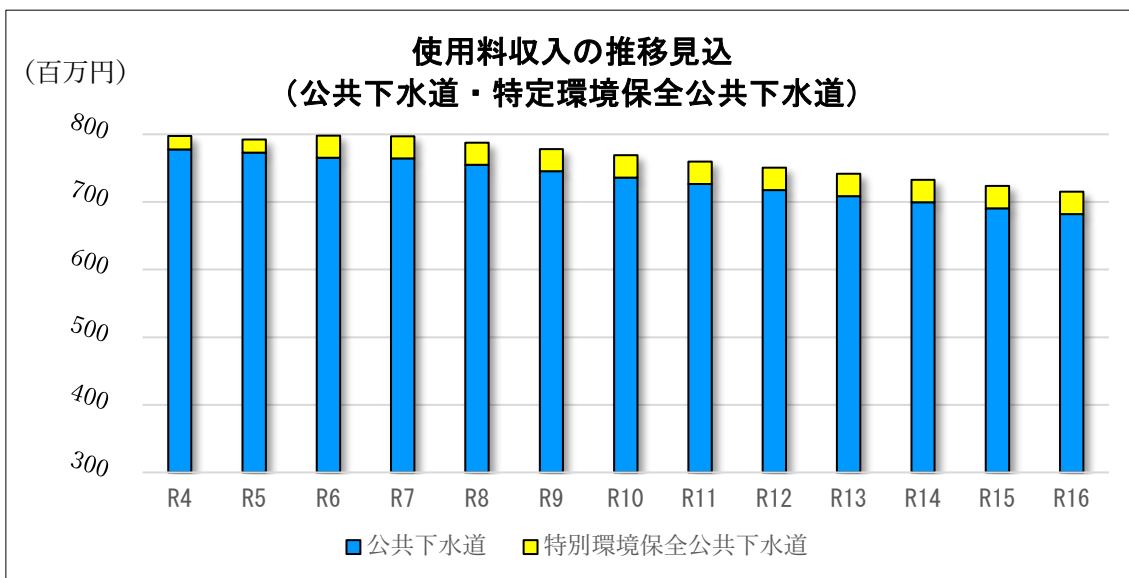
農業集落排水事業の有収水量は公共下水道事業と同様に、水洗化人口の減少と節水意識の高まりに伴い有収水量は減少を続けると見込まれます。山間部であるため、公共下水道事業よりも減少は大きく、令和16年度には令和5年度と比べて29.3%減少すると予測しています。



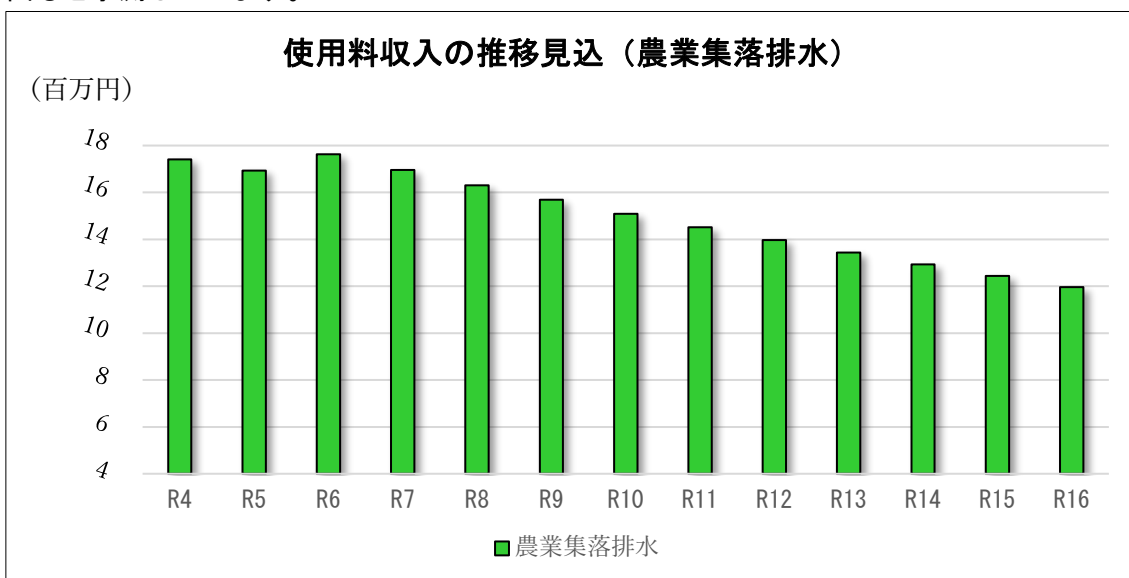
(4) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述(3)有収水量の見込値により推計しています。

使用料改定を行わない場合、有収水量と同様に、令和6年度に平島地区の一部が処理区域となることで増加した後、令和16年度には7億2千万円を下回ると予測しています。



農業集落排水の使用料収入も公共下水道と同様、前述(3)有収水量の見込値により推計しています。使用料の改定を行わない場合、令和16年度には使用料収入は1千2百万円を下回ると予測しています。



(5) 施設・管渠の見通し

下水道整備の概成を進めながら、今後の人口減少社会を見据え、普及啓発活動を強化し、下水道への接続や浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を目指します。

管渠の更新

本市は昭和 40 年から管渠整備を開始しており、その延長は令和 6 年度現在、幹線・枝線を合せ 316 kmとなります。更新対象は、鉄筋コンクリート製（ヒューム管・約 2 割）が中心となりますが、耐用年数（50 年）に関わらず不具合が生じる箇所も現れているため、ストックマネジメント計画に基づき、更新費用を平準化しつつ老朽化対策を進めます。

処理場施設の更新

浄化センターは供用開始から 39 年が経過しており、老朽化が進んでいることから長寿命化工事を実施しております。更新工事には多額の費用が必要となるためストックマネジメント計画により、耐用年数の見直しによるコストの低減や更新事業費の平準化を図ること、効率的な維持修繕・改築を計画的に進めます。

(6) 組織の見通し

本市の公共下水道事業については、使用料等の関連業務の一部を上水道課とあわせて委託し効率化を図っています。また、浄化センターの運転管理の委託の実施による業務の合理化を行っています。令和 2 年度からは地方公営企業法の適用を行い、組織のスリム化、効率化を図っています。

今後は、普及拡大とあわせて施設や管渠の改築更新が見込まれます。また、災害への緊急対応など、業務量の増加に対応できる人材の確保と育成が課題となっており、安定した事業運営に必要な適正人員について継続的に検討します。

第4章 経営の基本方針と取組

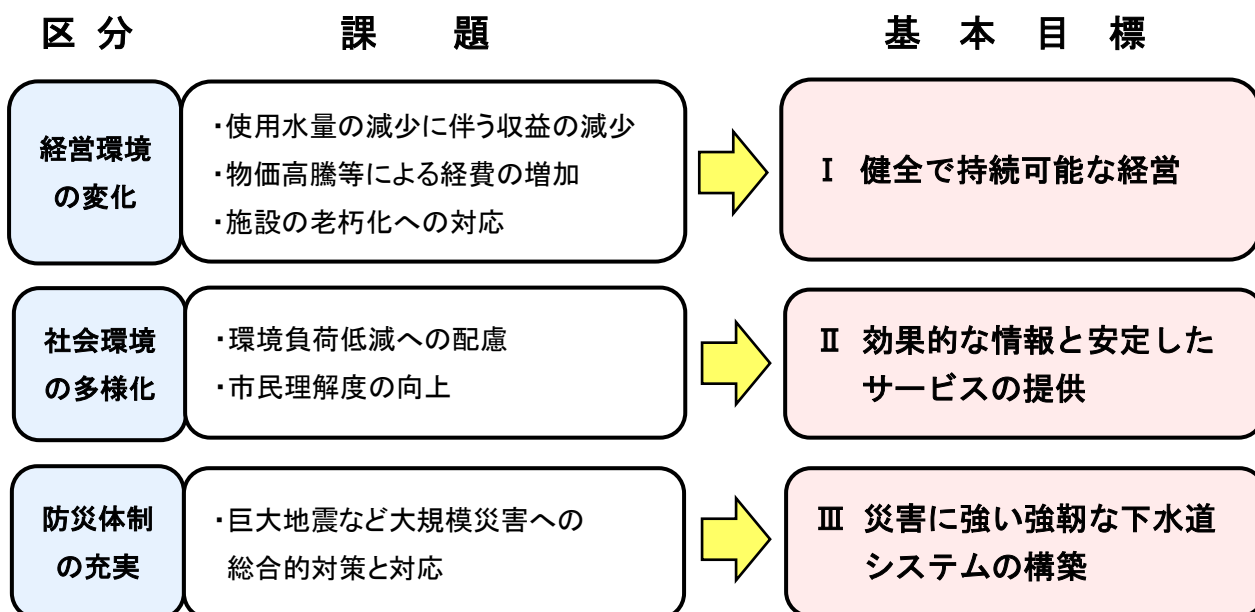
4-1 基本理念の体系

本市下水道事業では、昭和40年の事業開始から現在に至るまで、社会情勢の変化に対応しながら、事業対象地域の市民の暮らしや企業活動に欠くことのできないサービスを絶えず進めてきました。

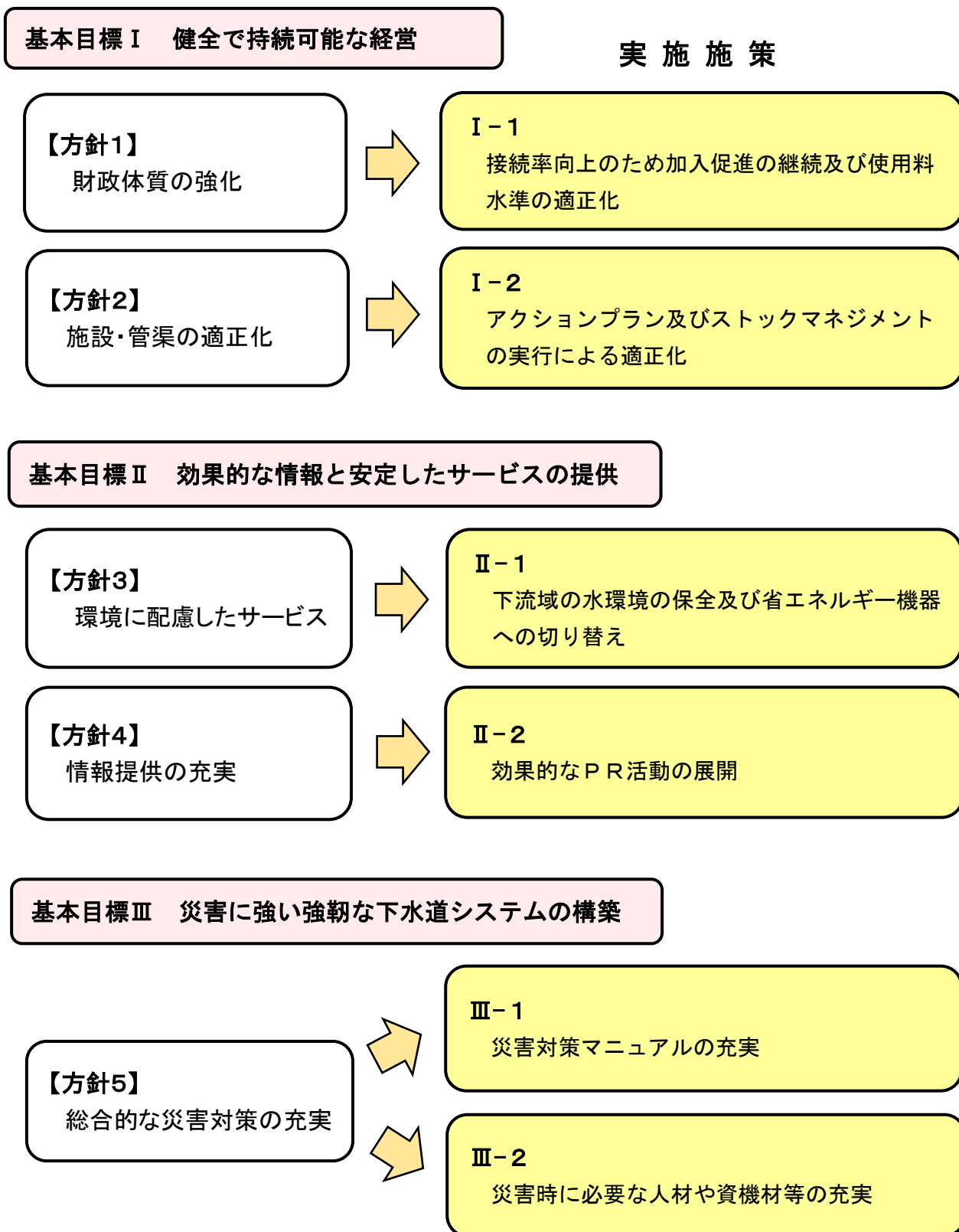
このことから、将来にわたり人口減少が進んだ社会であっても、安全で安心な本事業を市民に提供することを使命と考え、「災害に強く、安全・安心で持続可能な下水道事業」を基本理念とします。

災害に強く、安全・安心で持続可能な下水道事業

この基本理念の実現に向け、現状の課題「経営環境の変化」、「社会環境の多様化」、「防災体制の充実」を踏まえ、将来環境の変化に対しても、次世代に健全な下水道を提供するため以下のとおり3つの基本目標を定めます。



4-2 施策の体系



基本目標Ⅰ 健全で持続可能な経営



10 平等



11 都市

方針1 財政体質の強化

実施施策	取組
I-1 接続率向上のため加入促進の継続及び 使用料水準の適正化	人口減少や節水意識による収益の減少など、将来の下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しいものと予想され、中長期的な収益の見通しが必要となります。 この状況に対応するには水洗化率の向上が重要課題となるため、まず初めに、区域内の未接続の方へ戸別訪問や啓発チラシの配布など、市民への広報・啓発活動を通して、下水道接続の必要性を理解いただき、誰もが衛生的な環境となるよう努めます。 その後、使用料水準について有識者等の意見を聴くなどし5年に1回の頻度で使用料の改定の必要性に関する検証を行うこととします。



3 保健



6 衛生

方針2 施設・管渠の適正化

実施施策	取組
I-2 アクションプラン及び ストックマネジメント の実行による適正化	平成28年度に策定した今後10年程度で汚水処理の概成を目指すアクションプランに基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により管渠整備を進めています。また今後は老朽化により更新が必要となる時期を迎えるためストックマネジメントに取り組み、計画的に更新しています。 今後10年間における施設・管渠の更新需要の見通しを地方公営企業法施行規則で定められた「法定耐用年数」で算定した上で、更新費用の抑制と平準化を図り、計画的に施設等の更新を行うことで、持続可能な下水道サービスの提供を実現します。

基本目標Ⅱ 安定したサービスの提供



6 衛生



7 エネルギー

方針3 環境に配慮したサービス

実施施策	取 組
Ⅱ-1 下流域の水環境の保全 及び省エネルギー機器 への切り替え	公共下水道などの整備促進により、排水をきれいにして川へ流し、河川や下流域の水環境を保全します。 省エネルギー対策として、現在、設備の更新時期に合わせ、高効率の自家発電機を導入し、計画する受変電装置や脱水機も同様に、省エネルギー化を促進して、CO₂の削減に努めていきます。 今後も設備更新に合わせ、環境に配慮した高効率設備を導入していきます。



4 教育



16 平和

方針4 情報提供の充実

実施施策	取 組
Ⅱ-2 効果的なPR活動の 展開	下水道事業の仕組みや安全性などについて、小学生を対象に施設見学を行い、積極的な環境教育・環境学習に努めます。 今後は、全ての市民の皆様下水道事業の経営状況や重要性などについてわかりやすく伝えるため、広報やホームページを通じお知らせし、理解や満足度の向上に努めていきます。

基本目標Ⅲ 災害に強い強靱な下水道システムの構築



11 都市



13 気象

方針5 総合的な災害対策の充実

実施施策	取組
Ⅲ-1 災害対策マニュアルの 充実	本市では、被災時においても下水道が果たすべき公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全等の機能を速やかに確保するため下水道BCPを策定しております。これは、地震に対するものとなりますので、今般の全国的に大雨による水害等を踏まえ、長期停電時における電源確保対策について検討事項を整理し、災害対策マニュアルの充実に努めます。



3 保健



6 衛生

実施施策	取組
Ⅲ-2 災害時に必要な人材や 資機材等の充実	公共下水道が使用できる指定避難所に設置が容易にできる組立式のマンホールトイレを整備しました。また、災害時に備蓄すべき資機材の必要数を算出し、不足しているものについて補充します。 また、近隣の下水道事業体や関係団体との連携により、災害時においても互いに技術職員の確保や資機材等の調達が可能となる体制を構築します。なお、災害時には一時的に下水道が使用できなくなる地域もあるため、家庭での非常用の簡易トイレの備蓄についてPRを強化するなど 市民の防災意識の向上を図ります。 施設においては、老朽化対策として方針2で示したストックマネジメントによる下水道管渠の更新を実施することが、災害対策につながっています。

第5章 投資・財政計画

5-1 投資・財政計画の策定にあたって

巻末資料（47 ページ以降）を参照

(1) 投資計画

目 標	下水道事業の持続可能な経営の実現に向け、収支のバランスを見据えながら未普及エリアの解消に向け必要となる整備を行います。 また、老朽化が進む浄化センターや供用開始から長期間経過した管渠について、ストックマネジメント計画に基づき更新費用を平準化しながら施設更新を進めます
-----	--

公共下水道の建設改良費及び維持管理費については、持続可能な下水道事業の実現のため、投資の最適化に努めています。

特定環境保全公共下水道事業の維持管理費は、公共下水道事業と同様の考え方で進めていきます。水洗化率を鑑み、現在の事業区域内において、最小限の投資で有収水量、水洗化人口が増加するよう努めていきます。

農業集落排水事業については、区域内の整備は完了しているため、今後は施設の維持管理を計画的に進めていきます。

(2) 財政計画

目 標	安定した経営のため、本計画期間内において経費回収率を 90%以上とすることを目標とします。 また、投資に必要な財源の確保にあたり、企業債については起債が元利償還金の金額を超えないよう抑制し、長期的な経営の安定化に努めます。
-----	--

汚水処理に要する維持管理費については、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく自主財源で賄えるよう、令和 12 年に料金改定を行い経費回収率の向上に努めます。この時、過度の使用者負担とならないよう、まずは経費回収率 90%以上を達成することを目標とします。

企業債については、毎年の借入額が元利償還金を超えないよう計画し、企業債の借入残高の減少に努めます。

これら財政計画を実行、検証を行い、次期経営戦略では農業集落排水事業を除き、基準外繰入金のさらなる削減を目標に、使用料改定の必要性をあらためて検討するものとします。

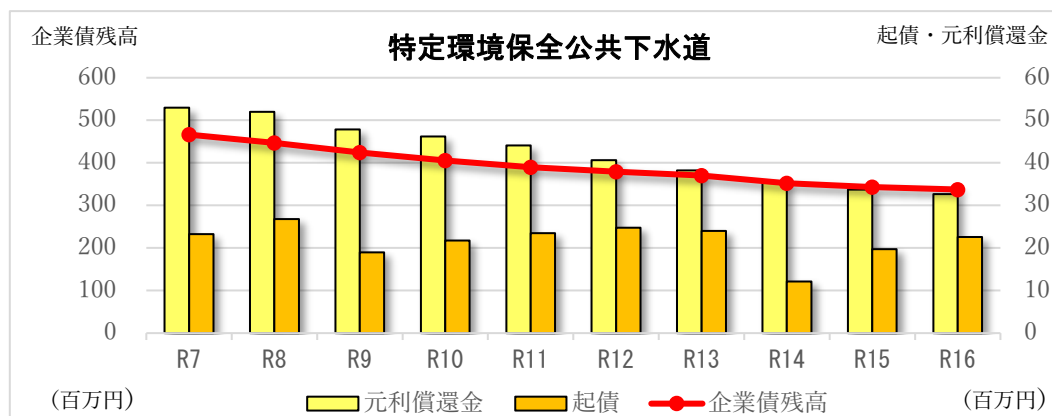
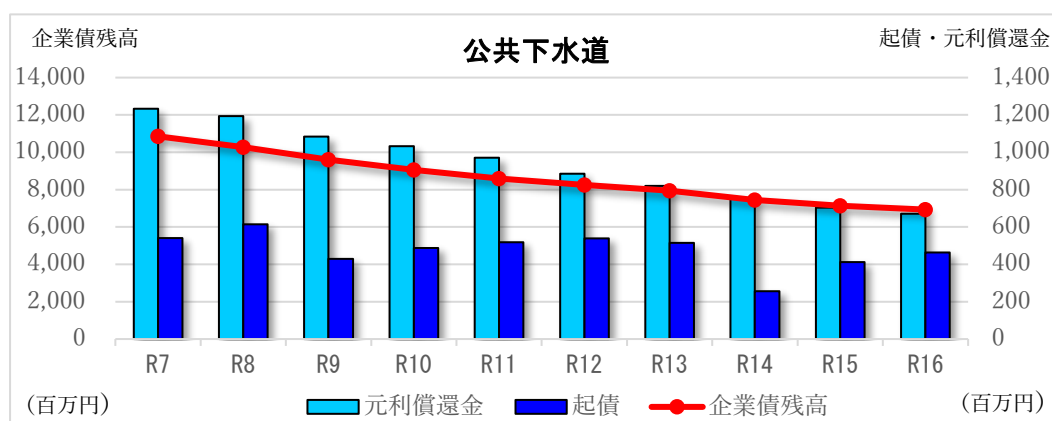
5-2 企業債

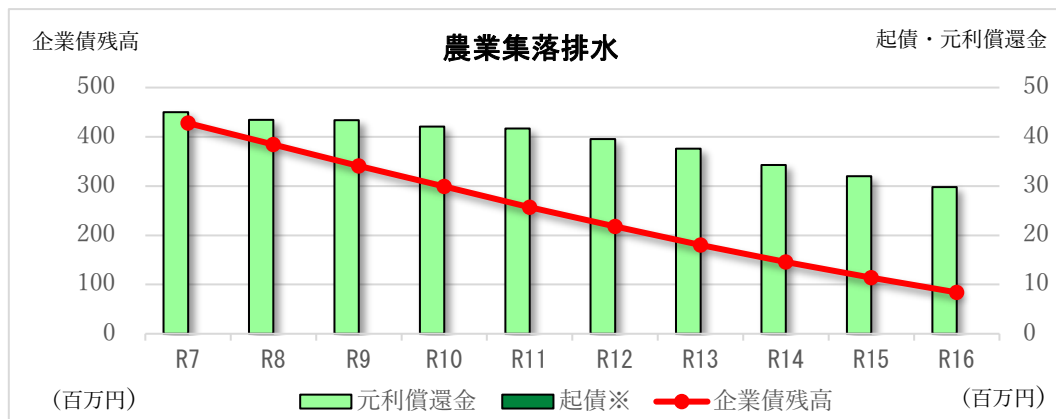
建設改良費の財源として企業債を見込んでいます。下水道施設は一度整備すると長期にわたり使用していくものです。このため、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないよう効率的に企業債を発行していきます。また、新規の企業債借入額は原則として償還額の範囲内とすることにより、企業債残高の削減に努めます。

元利償還金・企業債残高

本市の企業債元利償還金は、発行済み企業債の元利償還金が減少していくことに加えて、本経営戦略期間中は建設改良費が抑制されるため、新たな企業債の発行額が限定されます。このため、企業債元利償還金は減少していく見込みです。なお、農業集落排水事業については、企業債の新規発行は予定していません。

企業債残高についても、新規発行の企業債を上回る企業債償還金を継続していく予定であるため、減少していく見込みです。





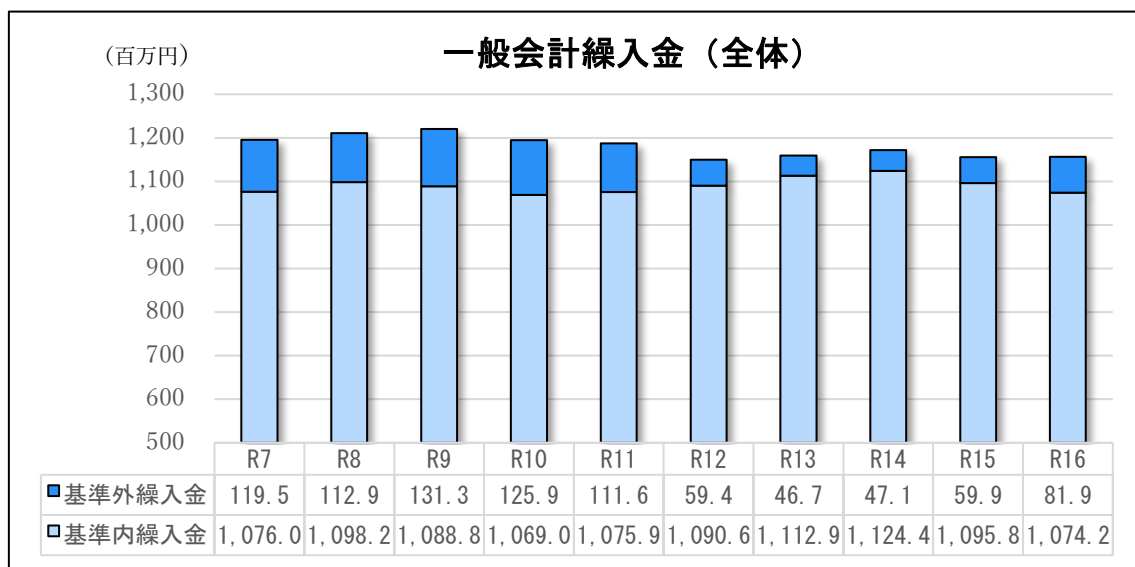
※企業債の新規発行は予定していない。

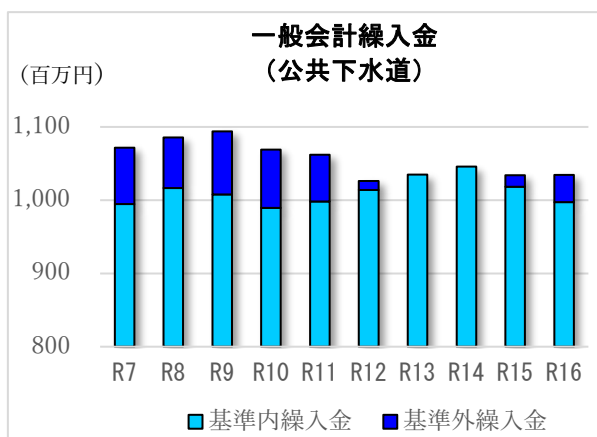
5-3 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金は総務省から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金（基準内繰入金）とそれ以外の基準に基づかない繰入金（基準外繰入金）があります。

現時点では、各事業ともに使用料収入だけでは施設の維持管理費を賄うことができず、一般会計から赤字補填の基準外繰入金を受けている状況にあります。これを解消するために、施設の更新、維持管理費などの見直しなどによる経費削減や、水洗化率の向上や適正な使用料体系の設定により使用収入を増やすことで、基準外繰入を削減していくよう見直していきます。

農業集落排水事業についても厳しい経営状況が続いています。山間部にあり、区域内人口も少ないため、維持管理費に比べ使用料収入が低く、基準外繰入金の割合が大きくなっています。維持管理費を使用料収入で賄おうとすると、料金が高くなり市民負担が大きくなるため、経費支出の見直しを行うことで、繰入金全体の削減を目指します。

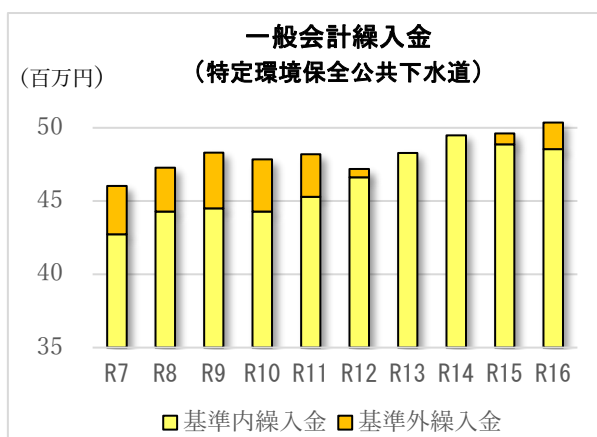




一般会計繰入金は、使用料収入の増加に伴って減少していきます。

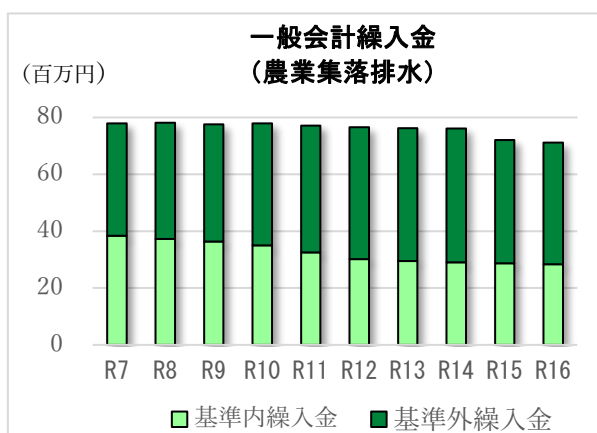
老朽化した施設・管渠の更新など、計画的な事業運営を行っていくことで特定の年度において繰入金額が多くなりすぎないように配慮します。

また、基準外繰入金を抑制するため、適正な使用料への改定を検討します。



公共下水道と処理場が共通であり、事業運営の考え方は公共下水道事業と同一となります。

施設・管渠の更新において、公共下水道と同様に、繰入金が偏らないようにします。



新規整備は完了しているため、今後は維持管理が主体となります。

人口の減少に伴い使用料収入も減少していくため、使用料を適正な水準に近づけることで収益を確保します。

今後は繰入金が減少していく見込みですが、基準外繰入金の割合が高くなっていきます。

5-4 使用料収入

汚水処理を行う事業について、人口3万人以上の下水道事業は、令和2年度までにその他の汚水処理事業については令和5年度までに地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行することが求められていました。

本市では、令和2年度に下水道事業を公営企業会計へと移行し、効率的な運営を行ってきました。その一方で、使用料単価は総務省の示す150円/㎥（※）を下回り、経費回収率が類似団体と比較して低い状態となっています。経費回収率で示すとおり、使用料収入だけでは運営に必要な経費を賄うことが出来ておらず、更に近年は物価高騰や人件費の増加により、一般会計から繰入金としての資金投入が常態化されており、経営状況の改善が急務となっています。

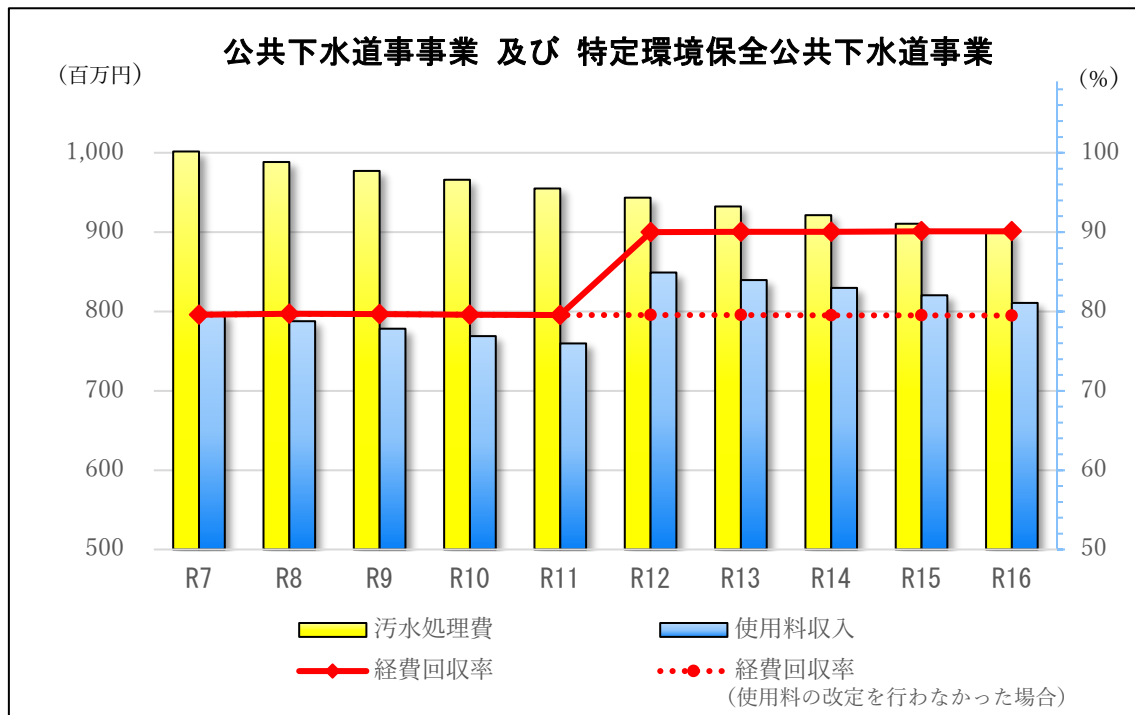
しかし、近年の物価高は市民生活に大きな影響を与え、賃上げも追い付いていないことから、拙速な料金改定による使用料の値上げは市民への大きな負担となります。

このため、家庭への影響を考慮し、現状の使用料体系を据え置きし、令和12年度に再度、社会情勢を踏まえたうえで、経費回収率90%以上となることを目標に使用料体系の改定を検討するものです。

なお、公共下水道及び特定環境保全公共下水道は同一の処理場に接続されており、料金体系も同一であるため、本試算においては、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を合算して試算を行います。

農業集落排水事業については、使用料体系は公共下水道料金を準用しているため、令和12年度に公共下水道料金の改定が行われた場合には同時に改定されます。

※平成26年8月の総務省通知、公営企業の経営に係る事業別留意事項、下水道事業の経営について、使用料150円/㎥（汚水処理に必要な費用分）が基準として示されています。



令和 12 年度における経費回収率が 90%となるよう使用料を改定する場合、令和 11 年度に予測される使用料収入と比較して、11.8%増額となる改定が必要になります。この時、令和 12 年度に予測される汚水処理費約 9 億 4 千万円に対し、収入予測はおよそ 8 億 5 千万円となります。

第6章 効率化・経営健全化の取組

6-1 民間活用の状況

下水道事業経営の健全化に向けて、民間委託の推進による人員配置の見直しなど、事務事業の効率化に向けた多様な手法の導入・検討を図っていきます。

本市の下水道事業では、使用料徴収業務をはじめとした水道料金お客様センター業務を上水道事業とあわせて委託し、業務の効率化を図っています。また、浄化センターや中継施設の維持管理業務を民間委託しています。

さらに、新たな民間委託方式である「ウォーターPPP」(※)について、令和9年度からの導入に向けて事業を進めていきます。

※「ウォーターPPP」とは、国が推奨する管理・更新一体マネジメントによる民間委託の方式です。

業 務 名	主な委託業務内容	現委託期間
上下水道お客様センター業務委託	使用料等関連業務 (窓口・検針・調定・収納)	令和5年4月1日から 令和7年3月31日
浄化センター維持管理業務委託	浄化センター施設運転管理	令和5年8月1日から 令和8年3月31日
藤枝中継センター維持管理業務	中継センター施設運転管理	令和4年4月1日から 令和7年3月31日
岡部中継センター維持管理業務	中継センター施設運転管理	令和6年4月1日から 令和7年3月31日



6-2 資産活用の状況

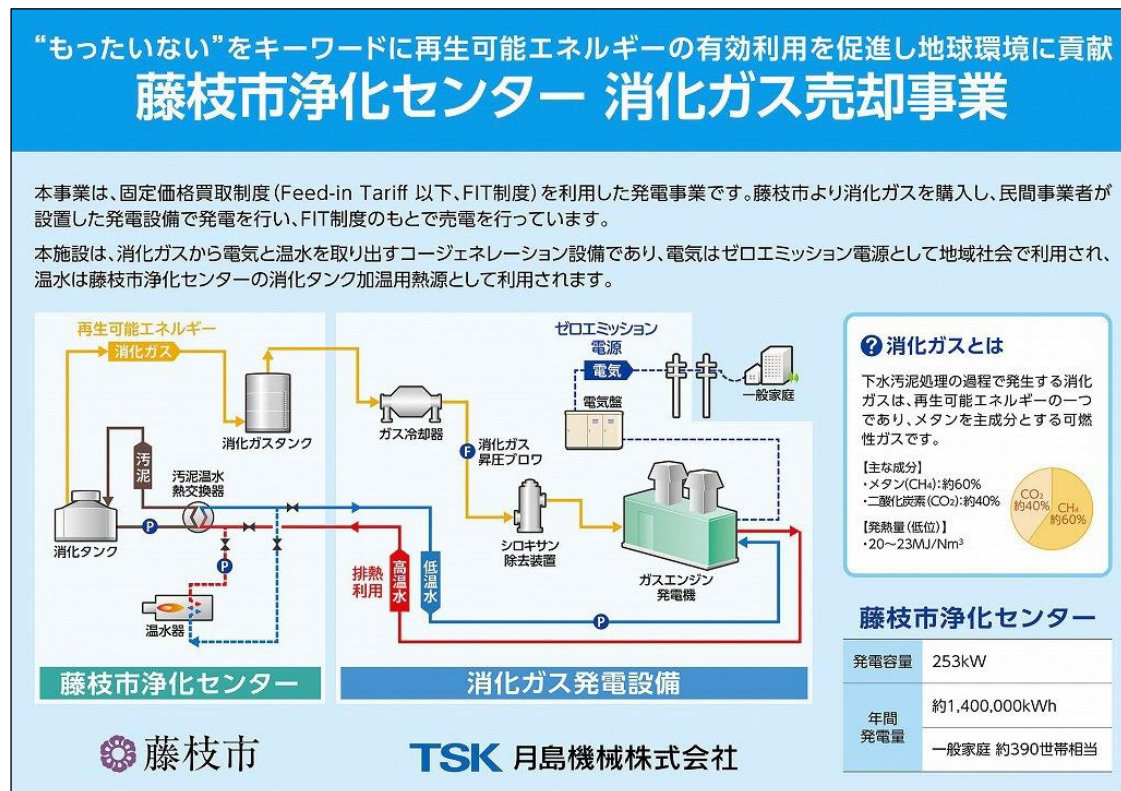
(1) 消化ガス売却事業

汚泥処理の過程で発生する消化ガスについて、有効的な利用方法を調査した結果、官民が連携したPPP（Public Private Partnership）事業を活用し、固定価格買取制度（FIT）によるガス発電事業に活用しています。

メタンを主成分とする消化ガスを事業者に売却し、事業者が発電を行うことで再生可能エネルギーを有効活用すると共に、本市はガスの売却及び土地貸し収益を得ることができます。これに伴う設備投資と維持管理は事業者が行う民設民営となります。

事業期間は平成 29 年度から令和 19 年度までの 20 年間とし、想定年間発電電力量は約 140 万KWhで、一般家庭の 390 世帯が使用する電力量に相当します。

消化ガス売却事業収益	
年 度	金額（千円）
令和元年度	21,449
令和2年度	20,856
令和3年度	22,215
令和4年度	19,533
令和5年度	20,357



(2) 浄化センター屋根貸し事業

平成 25 年度から令和 15 年度までの 20 年間の期間で、太陽光発電事業に係る屋根貸し事業を行っており、年間収入はおよそ 143 万円となります。

事業者は、浄化センター水処理棟の屋上に発電容量 572.57kW のソーラーパネルを設置し、年間発電量は約 60 万 kWh、一般家庭 130 世帯分に相当する発電を行っています。竣工当時、下水処理施設への太陽光発電施設の設置は、国土交通省中部地方整備局管内で初となります。

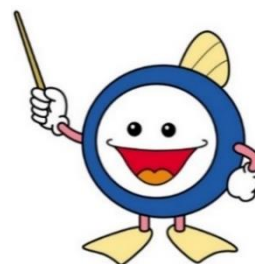
今後、他の資産活用についても検討していきます。



水処理棟の屋上に設置されたソーラーパネル

(3) ディスポーザ設置補助事業

平成 30 年から公共下水道区域の一般家庭に限定し、台所の流し台の排水口に投入された野菜くずなど生ごみを粉碎し、水と共に排水管に流す「ディスポーザ設備」の設置費用に対し補助を行っています。家庭内に生ごみを溜めないことから、悪臭や害虫を防止し衛生面が向上します。生ごみの減量化とともに消化ガス売却事業にも好影響となります。



6-3 広域化・共同化の実施状況

静岡県では、令和 4 年度に静岡県下全域を 4 ブロックに分けて、生活排水処理広域化・共同化計画を策定しています。しかし、本市の属する中部ブロックでは、地形的、地理的な理由から市町をまたぐハード連携が困難となっているため、人材育成を中心としたソフト面での共同化に関する協議を始めたところです。

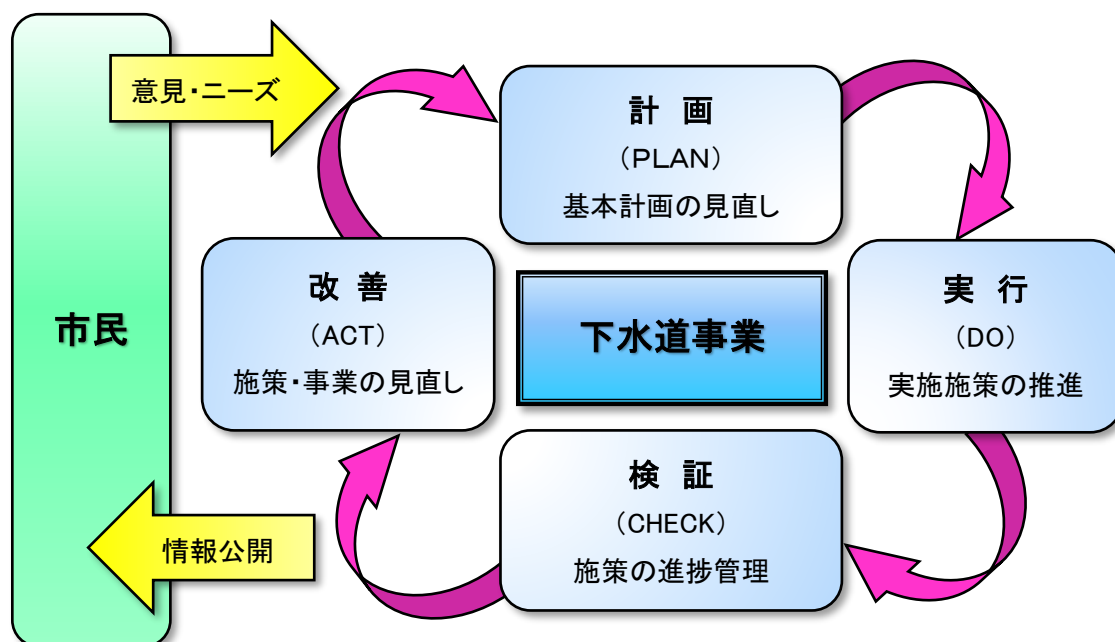
市内の下水道供用区域では、下水道事業の効率化を検討し、令和 6 年度に民間団地（平島）を区域内に編入いたしました。

第7章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

7-1 経営戦略の進捗管理

策定した経営戦略については、PDCAサイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を行い、目標の達成状況に関する検証を行い、差が認められる場合には、その原因調査と対策を図り、翌年度以降の経営や財源確保に関する取り組みに反映させていきます。

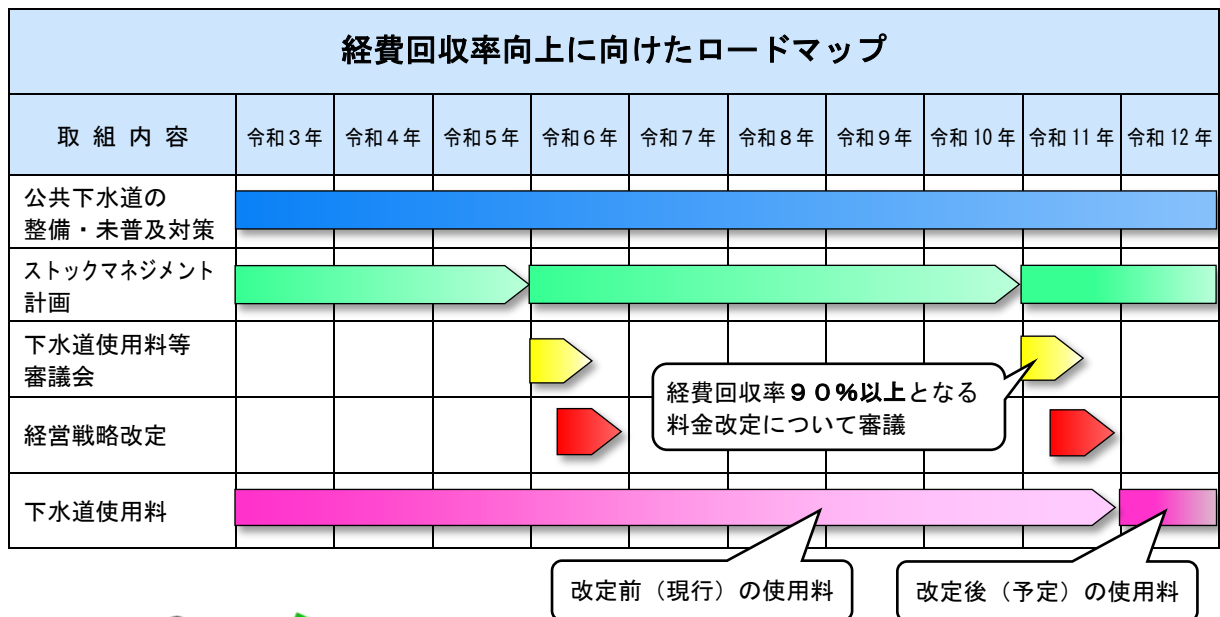
社会情勢の大きな変化などにより、計画と大きな乖離が見られた場合には、次項に示す経営戦略の見直しを待たずに、全体の見直しや再検討を実施します。



7-2 経営戦略の見直し

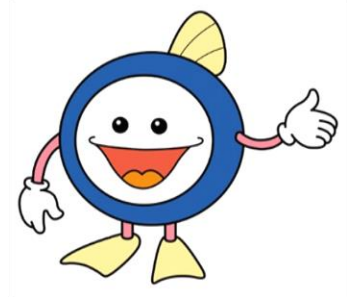
下水道事業経営戦略は、社会情勢の変化や使用料改定を踏まえて5年ごとに見直す方針とし、次回は令和11年に改定します。また、投資・財政計画についても、令和12年度からの新しい下水道使用料体系を反映した計画内容で作成する予定です。

ただし、個々の具体事業の見直しが必要となった場合には、時期にとらわれず、適宜見直しを実施していきます。



巻末資料

次ページ以降に、各事業の投資・財政計画及び原価計算表を示します。



様式第2号(法適用企業・収益の収支)

(単位:千円,%)

公共下水道事業 投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号(法適用企業:資本的収支)															(単位:千円)
区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔 繰 込 〕	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 平 準 化 費	283,200	558,569	541,248	429,346	614,539	486,912	518,286	539,015	514,409	255,510	411,551	463,440	
		うち資本費平準化費	34,000	250,406	153,410	104,451									
		2. 他会計補助金	595,142	308,430	366,245	351,954	299,560	255,129	184,497	153,377	135,470	118,494	103,683		
		3. 他会計補助金													
		4. 他会計負担金	420	365	364	364	364	364	363	363	363	363	362		
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	5. 他会計借入金													
		6. 国(都道府県)補助金	120,850	165,954	282,417	396,135	558,808	588,212	605,862	590,652	214,471	424,624	442,747		
		7. 固定資産売却代金													
		8. 工事負担金													
		9. その他	4,625	2,846	2,589	2,586	2,584	622	584	404	387	286	286		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,004,237	1,036,163	1,192,863	1,180,385	1,441,876	1,348,229	1,362,613	1,330,321	1,259,205	606,200	955,318	1,010,518	
		純計 (A)-(B) (C)	1,004,237	1,036,163	1,192,863	1,180,385	1,441,876	1,348,229	1,362,613	1,330,321	1,259,205	606,200	955,318	1,010,518	
		1. 建設改良費	413,747	531,543	737,962	1,094,719	956,848	1,232,208	1,285,684	1,319,942	1,297,068	618,538	1,004,828	1,112,668	
		うち職員給与費	21,481	32,606	33,497	34,215	34,948	35,696	36,459	37,240	38,036	38,848	39,679	40,525	
		2. 企業債償還金	1,433,318	1,312,793	1,233,650	1,083,620	1,032,325	971,354	884,387	819,944	748,952	702,777	671,152		
補填財源	補填財源	3. 他会計長期借入返還金													
		4. 他会計への支出金													
		5. その他	481	609	2,940	3,002	505	677	3,268	3,409	4,044	752	752		
		計 (D)	1,847,546	1,844,945	1,974,552	2,040,467	2,265,038	2,257,715	2,207,597	2,117,012	1,370,899	1,711,649	1,784,573		
		(E)	843,309	808,783	781,689	849,596	860,082	916,810	895,102	877,276	857,807	764,699	756,331	774,054	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	767,247	774,490	743,590	812,554	845,184	835,099	815,831	797,115	731,566	707,251	716,896		
		2. 利益剰余金処分額					13,921								
		3. 繰越工事資金													
		4. その他	76,062	34,292	38,099	47,529	57,705	60,003	61,445	60,692	33,133	49,080	57,159		
		計 (F)	843,309	808,783	781,689	849,596	860,082	916,810	895,102	877,276	857,807	764,699	756,331	774,054	
他会計借入金残高	他会計借入金残高	財源不足額 (E)-(F)													
		他会計借入金残高 (G)													
		企業債残高 (H)	11,728,254	11,554,023	10,854,396	9,608,901	9,057,971	8,599,509	8,249,103	7,938,391	7,439,797	7,143,818	6,931,389		

○他会計繰入金

区 分		(単位:千円)											
区 分	年 度	前々年度 (決 算)	前年度 (決 算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支	うち基準内繰入金	649,052	730,726	705,012	738,667	741,801	769,195	806,707	841,324	881,340	909,993	915,168	930,531
	うち基準外繰入金	550,240	730,726	705,012	738,667	741,801	769,195	806,707	841,324	881,340	909,993	899,420	893,234
	計	98,812										15,748	37,297
資本的収支	うち基準内繰入金	595,562	308,795	366,610	347,042	352,318	299,923	255,493	184,860	153,740	135,833	118,856	104,045
	うち基準外繰入金	311,004	308,795	289,905	278,047	266,124	220,478	191,400	172,431	153,740	135,833	118,856	104,045
	計	284,558		76,705	68,995	86,195	79,445	64,092	12,429				
合 計		1,244,614	1,039,521	1,071,622	1,085,709	1,094,119	1,069,119	1,062,200	1,026,184	1,035,080	1,045,826	1,034,025	1,034,576

公共下水道
原価計算表

供用開始年月日 昭 和 40 年 9 月 1 日
処理区域内人口 59,459人
計算期間 自 7 年 4 月 至 12 年 3 月
(5 年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 773,126	千円 745,464	千円	千円 745,464
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	37,292	35,679		35,679
合 計	810,418	781,143	0	781,143

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管 渠 費	人 件 費 給 料	千円 5,406	千円 8,314	千円 8,314
	諸 手 当	3,833	6,213	6,213
	福 利 費	1,752	2,947	2,947
	修 繕 費	10,572	9,900	9,900
	材 料 費	88	118	118
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料	463	5,094	5,094
	そ の 他	9,175	6,364	6,364
小 計	31,289	38,950	0	38,950
ポ ン プ 場 費	人 件 費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料			0
小 計	0	0	0	0
処 理 場 費	人 件 費 給 料	2,712	3,203	3,203
	諸 手 当	1,407	2,009	2,009
	福 利 費	789	1,182	1,182
	動 力 費			0
	修 繕 費	27,630	42,504	42,504
	材 料 費	29	54	54
	薬 品 費			0
	委 託 料	310,586	398,923	398,923
小 計	352,106	452,428	0	452,428
一 般 管 理 費	人 件 費 給 料	30,968	37,249	13,187
	諸 手 当	17,170	23,421	5,925
	福 利 費	9,708	14,199	14,199
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料	2,280	3,087	3,087
小 計	34,936	46,606	987	45,619
小 計	95,062	124,563	20,099	104,464

資本費	支 払 利 息	109,287	82,116	66,269	15,847
	減 価 償 却 費	1,381,596	1,471,960	1,145,513	326,447
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小	計	1,490,883	1,554,076	1,211,782	342,294
合	計 (Y)	1,969,340	2,170,017	1,231,881	938,136

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	938,136

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.79$$

<使用料水準についての説明>

現在の使用料水準では維持管理費を賄っていないことから、本経営計画における収益的収支に係る基準外繰入金を縮減させるため、令和12年度に経費回収率90%以上となるよう使用料改定を予定しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「公益社団法人日本下水道協会」を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

様式第2号(法適用企業・収益の収支)

(单位:千元,%)

特別環境保全公共下水道事業 投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区	分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収支	1. 企業	償	62,900	23,631	23,252	26,761	18,954	21,788	23,514	24,785	23,991	12,090	19,749	22,560
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金			10,594	6,590	4,549								
	3. 他会計補助金		14,765	13,049	15,734	15,097	15,538	13,404	11,575	8,483	7,153	6,410	5,686	5,047
	4. 他会計負担金			15	16	16	16	16	16	17	17	17	17	18
資本的収入	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金		36,000	7,021	12,132	20,803	17,488	25,005	26,687	27,858	27,547	10,148	20,377	21,553
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金		802											
	9. その他	(A)	114,467	120	111	113	114	116	28	27	19	18	14	14
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)		43,837	51,245	62,790	52,110	60,328	61,820	61,170	58,727	28,684	45,843	49,192
	純計 (A)-(B) (C)		114,467	43,837	51,245	62,790	52,110	60,328	61,820	61,170	58,727	28,684	45,843	49,192
	1. 建設改良費		113,978	22,488	31,703	47,672	42,241	55,137	58,330	60,693	60,493	29,268	48,219	54,164
	うち職員給与費		4,650	1,379	1,439	1,490	1,543	1,597	1,654	1,712	1,774	1,838	1,904	1,973
	2. 企業債償還金		47,074	55,541	52,997	51,985	47,838	46,193	44,069	40,665	38,241	35,439	33,724	32,672
資本的支出	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
	5. その他			26	126	131		23	31	150		161	194	37
	計 (D)		161,052	78,055	84,826	99,787	90,080	101,353	102,430	101,508	98,734	64,868	82,137	86,872
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(G)	(E)		46,585	34,217	33,581	36,998	37,970	41,024	40,610	40,338	40,007	36,184	36,294	37,681
	1. 揚益勘定留保資金		45,590	32,767	31,944	34,702	35,871	37,819	37,888	37,513	37,176	34,616	33,939	34,898
	2. 利益剰余金処分額							623						
	3. 繰越工事資金													
	4. その他		995	1,451	1,637	2,296	2,098	2,582	2,722	2,825	2,831	1,568	2,355	2,782
補填財源	計 (F)		46,585	34,217	33,581	36,998	37,970	41,024	40,610	40,338	40,007	36,184	36,294	37,681
	(E)-(F)													
	補填財源不足額													
	他会計借入金残高 (G)													
	企業債残高 (H)		1,100,722	488,819	466,299	447,189	424,200	405,312	390,151	379,305	370,232	352,035	342,813	337,418

O他会計繰入金		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
区	分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	うち基準内繰入金		62,621	30,915	30,287	32,167	32,748	34,419	36,600	38,685	41,104	43,059	43,917	45,298
	うち基準外繰入金		62,621	30,915	30,287	32,167	32,748	34,419	36,600	38,685	41,104	43,059	43,161	43,482
	資本的収支分		14,765	13,064	15,749	15,113	15,554	13,421	11,591	8,500	7,170	6,427	5,704	5,065
資本的収入	うち基準内繰入金		3,043	13,064	12,454	12,108	11,748	9,866	8,684	7,929	7,170	6,427	5,704	5,065
	うち基準外繰入金		11,722	3,295	3,295	3,005	3,805	3,555	2,908	571				
	計		77,386	43,979	46,036	47,280	48,302	47,839	48,191	47,185	48,274	49,486	49,620	50,363

特別環境保全公共下水道
原価計算表

供用開始年月日 平成 9 年 11 月 6 日
処理区域内人口 2,132人
計算期間 自 7 年 4 月 至 12 年 3 月
(5年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 19,181	千円 32,904	千円	千円 32,904
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他		1,575		1,575
合 計	19,181	34,479	0	34,479

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円 3,095	千円 2,152	千円 2,152
	諸 手 当	1,461	1,332	1,332
	福 利 費	963	878	878
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
	そ の 他			0
小 計	5,519	4,362	0	4,362
ポンプ場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料			0
小 計	0	0	0	0
処理場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費			0
	修 繕 費	685	2,113	2,113
	材 料 費	1	3	3
	薬 品 費			0
	委 託 料	7,706	17,614	17,614
小 計	8,614	19,931	0	19,931
一般管理費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料	56	136	136
小 計	1,010	2,058	44	2,014
小 計	1,066	2,194	44	2,150

資本費	支 払 利 息	8,468	3,622	2,926	696
	減 価 償 却 費	93,034	65,158	50,578	14,580
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小	計	101,502	68,780	53,504	15,276
合	計 (Y)	116,701	95,267	53,548	41,719

資 産 維 持 費 (Z)	
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	41,719

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.79$$

<使用料水準についての説明>

現在の使用料水準では維持管理費を賄えていないことから、本経営計画における収益的収支に係る基準外繰入金を縮減させるため、令和12年度に経費回収率90%以上となるよう使用料改定を予定しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」「公益社団法人日本下水道協会」を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

農業集落排水事業 投資・財政計画
(収支計画)

区 分		年 度	前々年度 (決 算)	前 年 度 (決 算)	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	(単位:千円、%)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	17,386	17,626	16,956	16,311	15,691	15,095	14,521	13,969	13,438	12,927	12,436	11,964		
	(1) 料 金 収 入 (B)	16,936	17,625	16,955	16,310	15,690	15,094	14,520	13,968	13,437	12,926	12,435	11,963		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (C)														
	(3) そ の 他 収 益 (D)	450	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	2. 営 業 外 収 入 (E)	110,315	107,611	105,934	105,684	105,911	106,217	103,239	98,583	96,831	97,728	98,687	99,717		
	(1) 補 助 金 収 入 (F)	15,300	14,000	15,511	16,894	18,263	19,884	21,561	23,353	24,703	26,053	27,400	28,747		
	他 会 計 補 助 金 収 入 (G)	15,300	14,000	15,511	16,894	18,263	19,884	21,561	23,353	24,703	26,053	27,400	28,747		
	そ の 他 補 助 金 収 入 (H)	54,801	54,099	52,030	51,543	51,289	51,289	49,152	44,994	42,570	42,570	42,570	42,570		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (I)	40,214	39,512	38,393	37,227	36,359	35,044	32,526	30,236	29,558	29,105	28,717	28,400		
	(3) そ の 他 収 入 (J)	127,701	125,237	122,890	121,975	121,602	121,312	117,760	112,592	110,269	110,655	111,123	111,681		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (K)	107,064	113,372	113,756	113,710	114,173	114,708	111,969	107,562	106,053	107,183	108,335	109,542		
	(1) 職 員 給 与 費 (L)	8,781	9,289	9,710	9,924	10,142	10,366	10,593	10,826	11,063	11,307	11,556	11,809		
	退 職 給 付 費 (M)	4,716	4,800	4,906	5,014	5,124	5,237	5,352	5,470	5,590	5,713	5,839	5,967		
	そ の 他 収 入 (N)	4,065	4,489	4,804	4,910	5,018	5,129	5,241	5,356	5,473	5,594	5,717	5,842		
	(2) 経 営 費 用 (O)	19,787	26,789	26,084	26,605	27,138	27,684	28,240	28,808	29,389	29,985	30,592	31,213		
	修 繕 費 (P)	5,150	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461	7,461		
	材 料 費 (Q)	1,838	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364	1,364		
	そ の 他 収 入 (R)	12,799	17,946	24,702	25,223	25,756	26,302	26,858	27,426	28,007	28,603	29,210	29,831		
	(3) 減 価 償 却 費 (S)	78,496	77,294	77,962	77,181	76,893	76,658	73,136	67,928	65,601	65,891	66,187	66,520		
	2. 営 業 外 費 用 (T)	11,967	10,067	9,133	8,263	7,428	6,603	5,790	4,989	4,215	3,472	2,788	2,138		
支 出	(1) 支 払 金 (U)	10,920	9,976	9,042	8,172	7,337	6,512	5,699	4,898	4,124	3,381	2,697	2,047		
	(2) そ の 他 収 入 (V)	1,047	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91		
	支 出 計 (W)	119,031	123,439	122,889	121,973	121,601	121,311	117,759	112,551	110,268	110,655	111,123	111,680		
	常 損 益 (X)	(E)	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	別 利 益 (Y)	(F)													
	特 殊 損 失 (Z)	(G)													
	別 損 益 (AA)	(H)													
	当 年 度 純 利 益 (又は純損失) (E)+(H)		1,798	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	繰 越 利 益 剰 余 金 又は 累 積 欠 損 金 (I)														
	流 入 未 収 金 (J)	37,971	27,097	4,108	3,990	3,877	3,767	3,662	3,561	3,463	3,370	3,280	3,193		
流 入 未 収 金 (K)	3,208	3,033	3,108	2,990	2,877	2,767	2,662	2,561	2,463	2,370	2,280	2,193			
	49,709	47,093	46,004	44,413	44,407	43,088	42,689	40,556	38,568	35,288	33,029	30,780			
うち 建設改良費分 (L)															
うち一時借入金 (M)															
うち未払金 (N)	2,978	1,289	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B) ×100)															
地方財政法施行令第15条第1項により算定した (L)															
資 金 の 不 足 額 (M)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B)															
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 し た 資 金 不 足 額 (O)															
解 消 可 能 資 金 不 足 額 (P)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 規 模 の 事 業 模 式 (Q)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)															

農業集落排水事業 投資・財政計画
(収支計画)

様式第2号(法適用企業・資本的収支)																	(単位:千円)
区分		年度	前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度 (令和7年度)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度			
資本的収入	資本的収入	1. 企業 うち資本費平準化債															
		2. 他会計補助金	26,000	23,000	24,000	24,000	23,000	23,000	23,000	23,000	22,000	21,000	16,000	14,000			
		3. 他会計補助金															
		4. 他会計負担金															
		5. 他会計借入金															
		6. 国(都道府県)補助金															
		7. 固定資産売却代金															
		8. 工事負担金															
		9. その他の															
		計(A)	26,000	23,000	24,000	24,000	23,000	23,000	23,000	23,000	22,000	21,000	16,000	14,000			
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額																	
資本的支出	資本的支出	1. 建設改良費	26,000	23,000	24,000	24,000	23,000	23,000	23,000	23,000	22,000	21,000	16,000	14,000			
		うち職員給与費	5,720	5,068	5,293	5,293	5,409	5,528	5,650		5,901	6,031	6,164	6,300			
		2. 企業債償還金	45,707	45,932	43,413	43,413	43,407	42,088	41,689	39,556	37,568	34,288	32,029	29,780			
		3. 他会計長期借入返還金															
		4. 他会計への支出金															
		5. その他の															
		計(D)	51,427	51,000	48,706	48,706	47,616	47,339	45,330	43,469	40,319	38,193	36,080				
		(E)		25,427	28,000	24,706	24,706	25,816	24,616	24,339	22,330	21,469	19,319	22,080			
		(D)-(C)															
		補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	24,907	28,000	24,225	24,225	25,324	24,113	23,825	21,805	20,933	18,771	21,633	21,507	
2. 利益剰余金処分額																	
3. 繰越工事資金																	
4. その他の	520				481	481	492	503	514	525	536	548	560	573			
計(F)	25,427			28,000	24,706	24,706	25,816	24,616	24,339	22,330	21,469	19,319	22,193	22,080			
(E)-(F)																	
(G)																	
(H)				518,705	472,773	384,356	384,356	340,949	298,861	257,172	217,616	180,048	145,760	113,731	83,951		

〇他会計繰入金

年度		区分		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 〔見込〕	本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	55,500	39,500	53,891	54,108	54,609	54,915	54,074	53,576	54,248	55,145	56,104	57,134		
	うち基準外繰入金	40,891	39,500	38,380	37,214	36,346	35,031	32,513	30,223	29,545	29,092	28,704	28,387		
資本的収支分	うち基準内繰入金	14,609	16,894	15,511	16,894	18,263	19,884	21,561	23,353	24,703	26,053	27,400	28,747		
	うち基準外繰入金	26,000	37,000	24,000	24,000	23,000	23,000	23,000	23,000	22,000	21,000	16,000	14,000		
合計	うち基準内繰入金	26,000	23,000	24,000	24,000	23,000	23,000	23,000	23,000	22,000	21,000	16,000	14,000		
	うち基準外繰入金	81,500	76,500	77,891	78,108	77,609	77,915	77,074	76,576	76,248	76,145	72,104	71,134		

農業集落排水事業
原価計算表

供用開始年月日 平成 3 年 10 月 1 日
処理区域内人口 1,869人
計算期間 自 7 年 4 月 至 12 年 3 月
(5年間)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
使 用 料 (X)	千円 16,936	千円 15,714	千円	千円 15,714
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	450	1		1
合 計	17,386	15,715	0	15,715

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
管渠費	人件費 給 料	千円	千円	千円
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	修 繕 費	1,862	4,159	4,159
	材 料 費			0
	路 面 復 旧 費			0
	委 託 料			0
	そ の 他			0
小 計	1,862	4,159	0	4,159
ポンプ場費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	動 力 費	498	797	797
	修 繕 費			0
	材 料 費			0
	薬 品 費			0
	委 託 料			0
小 計	498	797	0	797
処理場費	人件費 給 料	4,716	5,127	5,127
	諸 手 当	2,555	3,074	3,074
	福 利 費	1,510	1,946	1,946
	動 力 費	4,321	7,172	7,172
	修 繕 費	1,838	1,364	1,364
	材 料 費		0	0
	薬 品 費			0
	委 託 料	6,859	7,375	7,375
小 計	25,422	31,347	0	31,347
一般管理費	人件費 給 料			0
	諸 手 当			0
	福 利 費			0
	流域下水道管理運営費負担金			0
	委 託 料			0
	そ の 他	1,832	2,085	181
小 計	1,832	2,085	181	1,904

資本費	支 払 利 息	10,920	7,352	7,352	0
	減 価 償 却 費	78,496	75,366	75,366	0
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小	計	89,416	82,718	82,718	0
合	計 (Y)	119,030	121,107	82,899	38,207

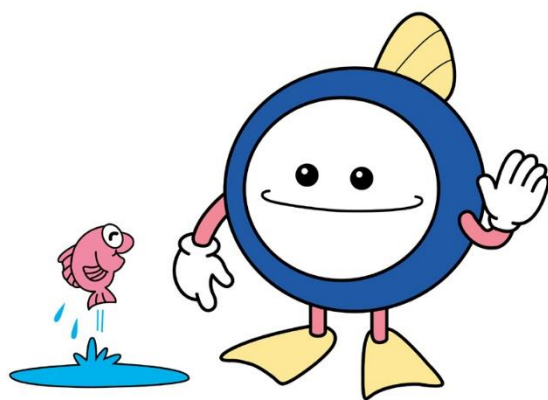
資 産 維 持 費 (Z)	0
使 用 料 対 象 経 費 (Y) + (Z)	38,207

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.41$$

<使用料水準についての説明>

現在の使用料水準では維持管理費を賄えていないため、令和12年度に予定している料金改定により適切な水準に近づけることで収益を確保します。
しかし、農業集落排水事業の各処理区域はそれぞれ山間地にあるため、今後の人口減少が著しく、料金改定後も維持管理費を使用料収入で賄うことは困難と見込まれます。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

藤枝市下水道事業経営戦略
(令和 3 年度～令和 12 年度)

令和 7 年 3 月改定

藤枝市環境水道部下水道課